

令和2年 第8回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和2年5月12日(火)
午後1時30分
場 所 教育研究所芝園分室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第6回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|-----------------------------------|----|-----|
| (1) 3月市議会定例会の概要について | —— | 別添1 |
| (2) 川口市立科学館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて | —— | 1 |
| (3) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて | —— | 2 |
| (4) 学級編制の特例に係る取扱いについて | —— | 3 |
| (5) 川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて | —— | 6 |
| (6) 川口市立学校教職員産業医について | —— | 7 |
| (7) 令和2年度川口市立小・中学校以外への入学者について | —— | 8 |
| (8) 令和2年度川口市立高等学校入学者選抜結果について | —— | 9 |
| (9) 「子どもを守る運動強化週間」について | —— | 10 |
| (10) 部活動指導員の採用について | —— | 11 |
| (11) 研究委嘱発表について | —— | 12 |
| (12) 教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について | —— | 当日1 |

5 協議事項

6 議 事

- | | | | |
|--------|--|----|-----|
| 議案第57号 | 6月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】 | —— | 当日2 |
| 議案第58号 | 6月市議会に係る議案の原案決定について【一般議案】 | —— | 当日3 |
| 議案第59号 | 川口市社会教育委員を委嘱することについて | —— | 当日4 |
| 議案第60号 | 川口市立科学館運営審議会委員を委嘱することについて | —— | 13 |
| 議案第61号 | 専決処分の承認について(補正予算要求額について) | —— | 当日5 |
| 議案第62号 | 専決処分の承認について
(川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて) | —— | 14 |
| 議案第63号 | 専決処分の承認について
(川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について) | —— | 16 |
| 議案第64号 | 専決処分の承認について
(川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について) | —— | 20 |

議案第65号	専決処分の承認について (川口市障害児就学支援委員を委嘱・任命することについて)	—	23
議案第66号	専決処分の承認について (令和3年度使用中学校教科用図書の採択に係る 教科書調査員を任命することについて)	—	当日6
議案第67号	専決処分の承認について (課題研究員を任命することについて)	—	27
議案第68号	専決処分の承認について (川口市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案について)	—	別添2
議案第69号	専決処分の承認について (川口市いじめ問題調査委員会委員の委嘱を解くことについて)	—	31
議案第70号	専決処分の承認について (川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて)	—	33
議案第71号	専決処分の承認について (川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について)	—	別添3
議案第72号	専決処分の承認について (川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を 改正する規則について)	—	別添3
議案第73号	専決処分の承認について (川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について)	—	別添3
議案第74号	専決処分の承認について (川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を 改正する規程について)	—	別添3
議案第75号	専決処分の承認について (川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を 改正する規程について)	—	別添3
議案第76号	専決処分の承認について (川口市立アートギャラリー処務規程の一部を 改正する規程について)	—	別添3
議案第77号	専決処分の承認について (川口市立文化財センター処務規程の一部を 改正する規程について)	—	別添3
議案第78号	専決処分の承認について (川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について)	—	別添3
議案第79号	専決処分の承認について (川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程について)	—	別添3
議案第80号	専決処分の承認について (川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程について)	—	別添3
議案第81号	専決処分の承認について (川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の 一部を改正する規則について)	—	別添3
議案第82号	専決処分の承認について (川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程について)	—	別添3
議案第83号	専決処分の承認について (川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を 改正する規則について)	—	別添3
議案第84号	専決処分の承認について (川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の 一部を改正する規則について)	—	別添3

7 その他

8 閉会

教育長報告（2）

川口市立科学館運営審議会委員の委嘱を解いたことについて

氏名	委嘱年月日	条例第4条該当名	解嘱年月日
久保田 真一	令和元年7月1日	学校教育関係者	令和2年3月31日

教育長報告（3）

川口市スポーツ推進委員の委嘱を解いたことについて

地 区 名	氏 名	委嘱年月日	解嘱年月日
芝公民館地区	高野 勇氣	平成31年4月1日	令和2年3月31日
南鳩ヶ谷公民館地区	桐原 利光	平成29年4月1日	令和2年3月31日

教育長報告（４）

学級編制の特例に係る取扱いについて

１ 特例を受けて学級編制を行う学校（２２校）

小学校第２学年（２２校）【３５名編制】

No	学校番号	学校名	児童数	実編制学級数	標準学級数
1	小2	幸町小学校	119	4	3
2	小3	仲町小学校	71	3	2
3	小5	元郷小学校	76	3	2
4	小6	飯塚小学校	115	4	3
5	小8	新郷小学校	116	4	3
6	小9	神根小学校	37	2	1
7	小10	青木北小学校	116	4	3
8	小15	並木小学校	116	4	3
9	小17	原町小学校	77	3	2
10	小20	青木中央小学校	156	5	4
11	小22	芝西小学校	107	4	3
12	小28	柳崎小学校	80	3	2
13	小33	芝中央小学校	80	3	2
14	小36	慈林小学校	118	4	3
15	小37	差間小学校	120	4	3
16	小40	安行東小学校	157	5	4
17	小42	戸塚東小学校	112	4	3
18	小46	戸塚南小学校	150	5	4
19	小47	鳩ヶ谷小学校	116	4	3
20	小49	辻小学校	72	3	2
21	小50	里小学校	111	4	3
22	小52	南鳩ヶ谷小学校	71	3	2

2 特例を受けないで学級編制を行う学校（小学校 3 校・中学校 5 校）

(1) 舟戸小学校

- ①該当学年 第2学年
- ②児童数 118名
- ③学級数 4学級編制をせず、標準編制による3学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

(2) 元郷南小学校

- ①該当学年 第2学年
- ②児童数 148名
- ③学級数 5学級編制をせず、標準編制による4学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

(3) 前川東小学校

- ①該当学年 第1学年
- ②児童数 73名
- ③学級数 3学級編制をせず、標準編制による2学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

(4) 南中学校

- ①該当学年 第1学年
- ②生徒数 198名
- ③学級数 6学級編制をせず、標準編制による5学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

(5) 芝中学校

- ①該当学年 第1学年
- ②生徒数 154名
- ③学級数 5学級編制をせず、標準編制による4学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

(6) 幸並中学校

- ①該当学年 第1学年
- ②生徒数 159名
- ③学級数 5学級編制をせず、標準編制による4学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

(7) 戸塚西中学校

- ①該当学年 第1学年
- ②生徒数 269名
- ③学級数 8学級編制をせず、標準編制による7学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

(8) 鳩ヶ谷中学校

- ①該当学年 第1学年
- ②生徒数 159名
- ③学級数 5学級編制をせず、標準編制による4学級編制とする。
- ④理由 加配された教員を活用して、少人数指導を実施して、基礎学力の充実を図るため。

教育長報告（5）

川口市学校運営協議会委員の委嘱を解いたことについて

（1）川口市立元郷南小学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
川口 美千代	平成31年4月1日	学校評議員	令和2年3月31日

（2）川口市立小谷場中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解職年月日
松原 誠	平成29年5月15日	元中学校長	令和2年3月31日

教育長報告（6）

川口市立学校教職員産業医について

	産業医氏名	該 当 校 (園)		産業医氏名	該 当 校 (園)
1	齋藤 卓 齋藤記念病院	安行小、慈林小 安行東小、安行東中	16	豊田 龍生 本町クリニック	鳩ヶ谷小、桜町小 鳩ヶ谷中
2	益子 泰雅 益子整形外科	芝小、芝西小 芝樋ノ爪小、芝中	17	福田 定男 フクダクリニック	中居小、南鳩ヶ谷小 八幡木中
3	長汐 美江子 武南病院附属クリニック	新郷小、新郷東小 東本郷小、榛松中	18	高橋 美樹 三ツ和診療所	辻小、里小 里中
4	渡邊 文時 かいわ内科	神根小、 芝中央小、芝西中	19	長谷 達也 朝日中央診療所	舟戸小、元郷南小 東領家小
5	下条 順 下条医院	領家小、十二月田中 領家中	20	橋本 幹生 はしもと内科クリニック	並木小
6	田中 正彦 田中医院	十二月田小、新郷南小 舟戸幼稚園、南平幼稚園	21	大川 豊 ゆたかクリニック東川口駅前	在家小、在家中
7	竹中 健智 仁愛医院	仲町小、飯塚小 南中、仲町中	22	菊池 崇知 菊池診療所	本町小、幸町小
8	森 碧 森医院	前川小	23	森 聡 上青木もりクリニック	神根東小、根岸小
9	三枝 欣也(新任) さいぐさクリニック	戸塚小、戸塚東小	24	増渕 裕一 増渕ファミリークリニック	上青木小、北中 芝南小、芝富士小
10	村中 定幸 村中医院	朝日東小、朝日西小 青木中、上青木中	25	太田 有夕美 西川口駅前眼科	青木中央小、飯仲小
11	古市 暢彦 芝中央医院	柳崎小、芝東中 岸川中	26	伊田 明充 埼玉あきみつクリニック	戸塚北小、戸塚綾瀬小 戸塚南小
12	清水 秀治(新任) 清水医院	差間小、木曾呂小 神根中	27	井上 道夫 井上整形外科	川口高校
13	杉浦 敏之 杉浦医院	東中、安行中 戸塚中、戸塚西中	28	大川 敬一 元郷医院	元郷中、元郷小
14	益子 紀子 益子病院	幸並中、小谷場中 上青木南小	29	目時 亮(新任) 目時医院	青木北小 芝西中学校陽春分校
15	山川 尋 山川整形外科	原町小、西中	30	小俣 香 鹿島診療所	前川東小

任期:令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

教育長報告（7）

令和2年度 川口市立小・中学校以外への入学者について

令和2年4月17日現在

1 川口市立小学校以外への入学者数

入学先	R2年度	31年度	増減	備考
県内国公立	8	11	△3	埼大附属(8)
県外国公立	0	0	0	
県内私立	36	23	13	開智(19) 浦和ルーテル(13) 他
県外私立	20	36	△16	星美学園(11) 淑徳(2) 他
盲聾学校	1	3	△2	塙保己一(1)
特別支援学校	38	37	1	川口特支(32) 越谷特支(5) 他
計	103	110	△7	

2 川口市立中学校以外への入学者数

入学先	R2年度	31年度	増減	備考
県内国公立	21	18	3	埼大附属(17) 伊奈学園(4)
県外国公立	8	6	2	筑波大付属中(4) 東大付属中(3)他
県内私立	156	180	△24	栄東(23) 開智(22)浦和実業(14) 他
県外私立	303	340	△37	順天(16) 淑徳(13) 早稲田(6) 他
盲聾学校	1	2	△1	大宮聾(1)
特別支援学校	31	31	0	川口特支(17)草加かがやき特支(7) 他
計	520	577	△57	

教育長報告（8）

令和2年度 川口市立高等学校入学者選抜結果について

合格発表 令和 2年3月9日

合格発表 平成31年3月8日

全日・定時	学科等	募集人員	性別	令和2年度				平成31年度					
				一般募集			市内中学校出身者		一般募集			市内中学校出身者	
				受検者 633	合格者 525	倍率	計	比率 %	受検者	合格者	倍率	計	比率 %
全日制	普通	募集人員 320	男	185	152	/	99	65.1	225	133	/	89	66.9
			女	200	168	/	86	51.2	270	194	/	104	53.6
			計	385	320	1.20	185	57.8	495	327	1.51	193	59.0
	文理スポーツコース	募集人員 120	男	60	47	/	21	44.7	85	57	/	39	68.4
			女	87	74	/	34	45.9	96	63	/	35	55.6
			計	147	121	1.21	55	45.5	181	120	1.51	74	61.7
	理数	募集人員 40	男	42	28	/	11	39.3	63	32	/	23	71.9
			女	15	12	/	4	33.3	19	8	/	4	50.0
			計	57	40	1.43	15	37.5	82	40	2.05	27	67.5
定時制	総合	募集人員 120	男	22	22	/	20	90.9	18	18	/	11	61.1
			女	22	22	/	21	95.5	23	23	/	17	73.9
			計	44	44	1.00	41	93.2	41	41	1.00	28	68.3

検査・面接 令和 2年3月17日 合格発表 令和 2年3月19日

検査・面接 平成31年3月18日 合格発表 平成31年3月20日

定時制欠員補充①

(選抜結果)

全日・定時	学科等	募集人員	性別	令和2年度				平成31年度					
				受検者	合格者	倍率	市内合格	受検者	合格者	倍率	市内合格		
				市内				市内					
定時制	総合	募集人員 120	男	11	10	11	/	10	11	7	11	/	7
		一般合格 [44]	女	8	7	8	/	7	5	5	5	/	5
		欠員募集 76	計	19	17	19	1.00	17	16	12	16	1.00	12

検査・面接 令和 2年4月6日 合格発表 令和 2年4月7日

検査・面接 平成31年4月4日 合格発表 平成31年4月5日

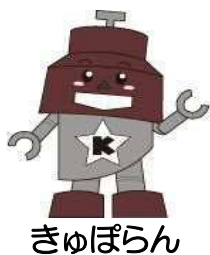
定時制欠員補充②

(選抜結果)

全日・定時	学科等	募集人員	性別	令和2年度				平成31年度					
				受検者	合格者	倍率	市内合格	受検者	合格者	倍率	市内合格		
				市内				市内					
定時制	総合	募集人員 120	男	2	1	2	/	1	2	0	2	/	0
		合格累計 [63]	女	3	3	3	/	3	1	0	1	/	0
		欠員募集 57	計	5	4	5	1.00	4	3	0	3	1.00	0

最終合格者数及び比率（定時制）

性別	令和2年度			平成31年度		
	最終合格者			最終合格者		
	総数	市内	比率	総数	市内	比率
男	35	31	88.6	31	18	58.1
女	33	31	93.9	29	22	75.9
計	68	62	91.2	60	40	66.7



きゅぽらん

こどもを守る運動強化週間

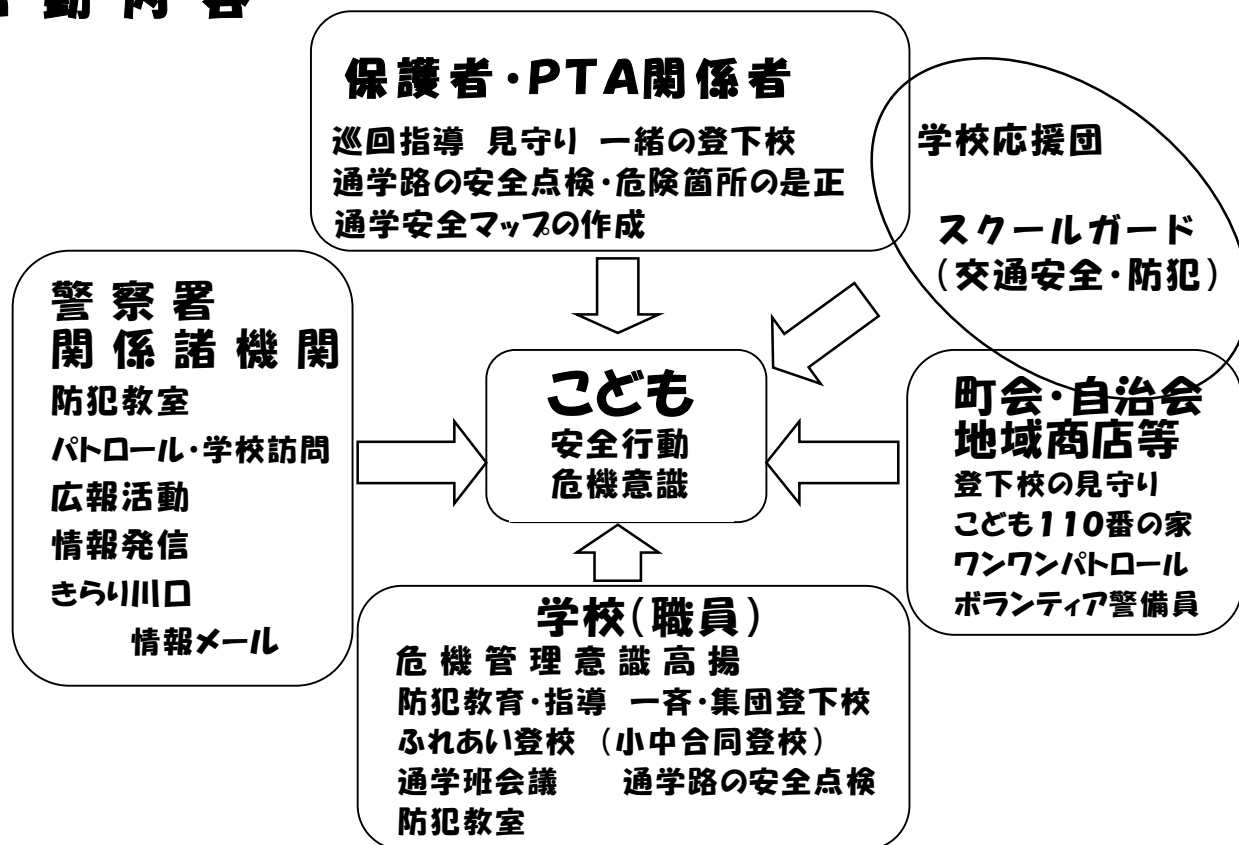
— 全市民でこどもを犯罪から守ろう！ —

令和2年6月1日(月)～6月7日(日)

目的

登下校中など、こどもを狙った犯罪の発生が危惧され、憂慮すべき状況にあります。このことから、川口市では、小学校を中心に地域及び関係機関が連携を図り、全市をあげてこどもを犯罪から守る運動を実施いたします。このことにより、こども自身の犯罪から身を守る意識を高めるとともに、市民の防犯意識の高揚と犯罪に対する抑止効果を図ることをねらいとするものです。

活動内容



*これらのことを、市内小学校等がこれまでの取り組みをもとに企画し、地域や関係諸機関との連携のもとに実施します。

主催 こどもを守る運動推進委員会／川口市・川口市教育委員会
[問い合わせ] こどもを守る運動推進委員会事務局
048-259-7661 (指導課)

教育長報告（10）

部活動指導員の採用について

1 採用をする者

番号	配置校	配置部活動	氏名	採用
1	西中学校	ダンス部（女子）	柿沼 さつ子	再
2	西中学校	音楽部（女子）	近藤 美千代	新
3	北中学校	ソフトテニス部（男女）	牛田 繁	再
4	芝西中学校	新体操部（女子）	大道 純	再
5	芝西中学校	柔道部（男女）	粟飯原 典康	新
6	小谷場中学校	ダンス部（男女）	上本 紗里	再
7	領家中学校	陸上部（男女）	飯坂 透	再
8	戸塚中学校	剣道部（男女）	河崎 勝之	再
9	戸塚中学校	バレーボール部（男女）	大野 仁美	新
10	在家中学校	剣道部（男女）	林 晴彦	再
11	安行東中学校	水泳部（男女）	近藤 卓子	新
12	里中学校	ソフトボール部（女子）	川邊 英信	再
13	里中学校	陸上部（男女）	大橋 宏之	新

2 任期 令和2年5月9日から令和3年3月31日まで

教育長報告（11）

研究委嘱発表について

研究委嘱 本発表校一覧

令和2年4月28日現在

	学校名	研究領域	研究主題	研究発表日	研究教科領域等
1	戸塚南小学校	「学力向上」に関する研究	人と関わりながら、よりよく生きる力を身につけた児童の育成	令和2年 10月20日（火）	家庭
2	上青木中学校	「学力向上」に関する研究	「学びの質を高め、確かな学力を育成する指導の工夫・改善」 ～協働的な学習活動の展開を通して～	令和2年 11月18日（水）	国・社・数・理・英・道・特
3	青木中学校	「徳力向上」に関する研究	道徳の教科化にともなう評価システムの構築 ～よりよい道徳的实践意欲と態度の育成～	令和3年度発表予定	道徳
4	戸塚小学校	「学力向上」に関する研究	主体的に学び、共に高め合う児童の育成 ～児童の見方・考え方を働かせ、熱中する授業づくり～	令和3年度発表予定	国語
5	芝富士小学校	「プログラミング教育」に関する研究	プログラミング的思考を育てる授業の創造	令和3年度発表予定	総合
6	木曾呂小学校	「学力向上」に関する研究	主体的に学習し、共に学び合い、高め合う児童の育成 ～日常生活に生きて働く知識及び技能の確実な習得と、思考力を高める授業を目指して～	令和3年度発表予定	算数・国語
7	上青木南小学校	「体力向上」に関する研究	運動好きで心も体もたくましい児童の育成	令和3年度発表予定	体育
8	十二月田小学校	「学力向上」に関する研究	数学的な思考力・表現力を育てる指導の工夫 ～言語活動の充実を重視した算数科の授業づくり～	令和3年度発表予定	算数
9	原町小学校	「学力向上」に関する研究	自ら学び、共に学び合う児童の育成	令和3年度発表予定	全教科
10	慈林小学校	「学力向上」に関する研究	『学び合い』のある授業を充実させ、学力（算数）の向上を目指す	令和3年度発表予定	算数
11	南平幼稚園	「幼稚園教育」に関する研究	言葉による伝え合いを楽しむ幼児の育成	令和3年度発表予定	幼稚園教育
12	在家小学校	「学力向上」に関する研究	進んで自分の考えや気持ちを伝え合うことのできる児童	令和3年度発表予定	国語
13	辻小学校	「体力向上」に関する研究	豊かな心と健やかな体をもつ児童の育成 ～主体的・対話的で深い学びを通して～	令和3年度発表予定	体育
14	領家小学校	「学力向上」に関する研究	確かな学力を身に付け、生き生きと学ぶ子の育成 ～思考力・判断力・表現力を高める、国語の授業づくり～	令和3年度発表予定	国語
15	朝日西小学校	「学力向上」に関する研究	共に学び合い、生き生きと主体的に学習する児童の育成 ～思考力・表現力をはぐくむ言語活動の充実を目指して～	令和3年度発表予定	国語
16	根岸小学校	「学力向上」に関する研究	思いや考えを伝え合い、学び合う児童の育成 ～書くことを好きになる授業づくり～	令和3年度発表予定	国・道・特

小学校 13校 中学校 2校 幼稚園 1園 計16校

議案第60号

川口市立科学館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市立科学館運営審議会条例第4条の規程により、下記のとおり川口市立科学館運営審議会委員を委嘱することについて議決を求める。

記

1 委嘱をする者

No.	氏名	所属先等	条例第4条該当名	新・再
1	郡 豊	川口市立芝西小学校校長	学校教育関係者	新

2 任期

令和2年5月12日から令和3年6月30日まで

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第62号

専決処分の承認について

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

記

1 委嘱をする者

地 区 名	氏 名	備 考
芝公民館地区	福馬 晃	特技 剣道 野球

2 任期

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第 63 号

専決処分の承認について

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則

川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	理数科	共学	1 2 0
		普通科	共学	1, 2 4 0
	定時制	総合学科	共学	4 4 0

備考

- 1 単位制による課程を設置する当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

名称	課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	理数科	共学	1 2 0
		普通科	共学	1, 2 4 0
	定時制	総合学科	共学	4 4 0

- 2 全日制の課程普通科に文理スポーツコース及びスポーツ科学コースを設置する当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

文理スポーツコース

名称	課程	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	2 4 0

スポーツ科学コース

名称	課程	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	8 0

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 4 号

専決処分の承認について

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 3 2 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

川口市立幼稚園管理規則（平成11年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「70人」を「35人」に改める。

第3条第1項中「満4歳」を「満3歳」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 5 号

専決処分の承認について

川口市障害児就学支援委員を委嘱・任命することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 3 2 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市障害児就学支援委員を委嘱・任命することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱・任命をする者

氏名	現在の職	再・新
小山 望	埼玉学園大学 大学院心理学研究科教授	再
内山 千鶴子	目白大学教授	再
坂本 佳代	川口市立医療センター リハビリテーション科言語聴覚士	再
下平 雅之	川口市立医療センター医師	再
浅井 亨	川口市立医療センター名誉院長	再
柴田 勲	しばた心身クリニック院長	再
相澤 靖子	埼玉県立川口特別支援学校教頭	新
中村 義郎	川口市立神根小学校長	新
井上千春	川口市立東本郷小学校長	再
須山 恵美子	川口市立里小学校長	再
福島 繁夫	川口市立桜町小学校長	再
小野 毅	川口市立上青木中学校長	新
中根 隆弘	川口市立戸塚西中学校長	新

日 露 輝 夫	川口市立わかゆり学園長	再
森 岡 毅	川口市子ども部次長兼子育て相談課長兼 子ども発達相談センター所長	再

2 任期

令和2年5月18日から令和4年3月31日まで

議案第 67 号

専決処分の承認について

課題研究員を任命することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

課題研究員を任命することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 任命をする者

教科等	学校名	職名	氏名	備考
国語	木曾呂小	教諭	八巻 哲也	
	戸塚南小	教諭	矢作 真理	
	北中	教諭	廣瀬 雅子	
	岸川中	教諭	御船 悠華	
社会	戸塚北小	教諭	鈴木 祐介	
	差間小	教諭	内木 隆太	
	小谷場中	教諭	藤岡 哲朗	
	里中	教諭	笹谷 航路	
理科	戸塚北小	教諭	永井 和恵	
	青木中央小	教諭	石井 明輝	
	戸塚西中	教諭	富岡 由希子	
	岸川中	教諭	高橋 美樹	
体育・ 保健体育	芝南小	教諭	齊藤 勇海	
	差間小	教諭	五十嵐 琢朗	
	北中	教諭	翠川 洋平	
	上青木中	教諭	高波 勇斗	
道徳科	本町小	教諭	石森 春香	
	並木小	教諭	富澤 雅敏	
	仲町中	教諭	石黒 文規	
	元郷中	教諭	遠藤 悠里	
特別活動	十二月田小	教諭	大田 俊平	
	木曾呂小	教諭	水野 信行	
	安行中	教諭	関 卓朗	
	榛松中	教諭	小宮 朋史	

特別支援	芝樋ノ爪小	教諭	海老根 直人	
	元郷小	教諭	若尾 友里	
	仲町中	教諭	小野 康平	
	東中	教諭	加藤 真夏美	

2 任期

令和2年5月7日から令和4年3月31日まで

議案第69号

専決処分の承認について

川口市いじめ問題調査委員会委員の委嘱を解くことについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市いじめ問題調査委員会委員の委嘱を解くことについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

記

委嘱を解く者

	氏 名	委嘱年月日	解職年月日
1	小山 望	平成29年11月2日	令和2年4月23日
2	大山 昇一	平成29年11月2日	令和2年4月23日
3	石坂 浩	平成29年11月2日	令和2年4月23日

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第70号

専決処分の承認について

川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

記

1 委嘱をする者

	氏 名	所属・役職等	再・新
1	市川 須美子	獨協大学名誉教授	新任
2	金子 春菜	東京駿河台法律事務所弁護士	新任
3	天笠 崇	医療法人財団 東京勤労者医療会 代々木病院 精神科専門医	新任

2 任期

令和2年4月23日から委員会が第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日まで

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

3月市議会定例会の概要について

川口市教育委員会

* 本資料は、教育委員会に係る令和2年3月市議会定例会の概要を要約し、とりまとめたものです。そのため、正式な会議録については、令和2年6月中旬に市議会が公開予定の会議録をご参照ください。

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(教育総務課)
<p><質問概要></p> <p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>6 教育と本市の取り組みについて (2) 学校の体育館について ア 空調機の設置について ・小学校体育館への空調機の設置について</p> <p>イ 太陽光発電と蓄電池の活用について ・小学校体育館へ空調機を設置する際に、太陽光発電と蓄電池の設備を導入することについて</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 学校体育館への空調機の設置については、夏季における部活動とあわせ、災害時には避難所としても使用されることから、設備を有効に活用できる、中学校全26校の体育館に3ヵ年をかけて整備を進めていく予定である。</p> <p>議員ご指摘の小学校体育館への整備については、財源の確保が大きな課題であることから、今後も国の動向を注視するとともに、中学校における使用状況や効果等を十分検証する中で検討する考えである。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 小学校体育館への空調機の設置については今後の検討課題であるが、議員ご指摘の太陽光発電と蓄電池の設備を空調機に組み合わせて活用することは、災害時の電源確保とともに、再生可能エネルギーの活用が図られることから有効な手段であると認識している。導入にあたっては、費用や設置場所等の課題を整理するとともに、運用時における効果等も検証し、国の補助制度の内容も含</p>	

<p>ウ 多目的トイレについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の体育館への多目的トイレの設置について <p>エ LEDについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の体育館をLED照明に改修することについて 	<p>め、今後、調査研究する必要があると考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 小中学校の体育館は、災害時には様々な方が利用する避難所となることから、バリアフリーに配慮した多目的トイレを設置することは、避難所の機能として重要なことと捉えている。こうしたことから、今後、改築等の機会を捉え、設置について検討していく。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 小中学校の体育館の照明器具には、現在、主に水銀ランプとメタルハイドランプを使用しているが、水銀ランプの生産は、令和2年末で終了となる予定である。こうしたことから、今後、水銀ランプを使用した照明器具の更新が必要となり、その際には、議員ご指摘のLED照明器具への改修を検討していきたいと考えている。</p>
<p>碓 康雄 議員 (川口新風会)</p> <p>3 教育委員会のコンプライアンス</p> <p>(2) 組織体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような目的で、どのように変更するのか 	<p>(教育長)</p> <p>A いじめ問題等の諸課題に対応するため、教育総務課内に法制業務の経験を有した一般行政職2名を配置し、法務関係事案に迅速かつ適切に対応できる体制を整えて参りたいと考えている。また、教育委員会の総務・法務業務を統括的に所管する組織を明確化するため、生涯学習部を教育総務部に名称変更いたすものである。</p>

<p>4 芝西中学校陽春分校（夜間中学） 校舎建設について</p> <p>(1) 説明会について</p> <p>ア 開催の時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の開催時期が遅いという指摘に対する市の認識は。 <p>イ 説明の範囲について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蕨市民への説明会の必要性はないのか。 <p>ウ 説明会の周知期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知期間が短かったという指摘に対してどう考えるか。 	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 夜間中学新校舎の建設に関する説明会は、昨年9月の市議会において建設工事の契約締結についてご承認をいただいた後、速やかに芝園周辺にお住まいの方を対象として開催しており、適切な時期に実施したものと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 夜間中学新校舎の建設予定地は、蕨市に隣接しておりますことから、今後、建設工事の開始にあたり、隣接する蕨市民も対象にした説明会の実施を検討していきたいと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 昨年10月9日の説明会実施にあたっては、町会を通じた回覧や掲示板等で周知を行ったが、開催まで1週間程度と周知期間が短かったとのご意見があった。これを踏まえ、12月から1月に実施した説明会においては、約2週間の周知期間を設け、平日夜間と土曜日の合計3回実施した。今後開催する説明会においても、周辺住民の皆様に参加いただきやすいよう、開催時間帯や回数について配慮を行なうとともに、十分な周知期間を設けて実施していく。</p>
---	--

<p>エ 法律上の瑕疵責任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染原因者が特定された場合、対策費用を請求できるのか。 <p>柳田 力 議員（自民）</p> <p>5 教育について</p> <p>(1) 学校教育施設の長寿命化について</p> <p>ア 給食室と給食配膳室の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食室と給食配膳室の整備計画について <p>イ プールの整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プールの改修計画について 	<p>（生涯学習部長）</p> <p>A 土壌汚染対策法においては、汚染の原因者に対し、措置に要した費用を請求できる旨の規定がある。しかしながら、旧芝園小学校の校舎および敷地は、昭和53年に当時の日本住宅公団から市へ有償譲渡されたものであるが、当該敷地の埋設土に土壌汚染の恐れのある埋設物が混在された経緯が不明であり、原因者が特定できないことから、請求を行なうことは難しいものと考えている。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 学校施設の長寿命化計画については、現在、平成30年度に実施した施設の劣化状況等の調査結果を踏まえ、令和2年度の策定を目途に作業を進めているところである。議員ご指摘の給食室や給食配膳室についても、本計画の対象とし、校舎と合わせ整備を検討していきたいと考えている。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A プールについては、学校施設の長寿命化計画の対象に含まれていないが、現在、老朽化が著しいプールの改築を順次進めているところである。また、施設の適切な維持管理の観点から、プールサイドやプール槽など必要な修繕を適宜行なっているところである。</p>
--	--

<p>(2) 学校のブロック塀について</p> <p>ア 今後の整備計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のブロック塀の今後の整備計画について <p>イ 地区計画区域内にある学校の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝富士小学校・芝樋ノ爪小学校等、地区計画区域内にある学校の低いフェンスへの対策について 	<p>今後についても、老朽化の状況を勘案し、計画的な改修に努めていく。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 学校のブロック塀については、平成30年度に高さや控壁が建築基準法施行令に適合するよう、塀の切断や撤去など暫定的な対策を講じたところである。現在、復旧に向けて設計を進めているところであり、準備が整い次第、順次フェンスへの改修に着手していきたいと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 芝富士地区では、防災性と住環境の向上を図るため、地区計画においてフェンス等の高さに制限が設けられている。芝富士小学校では今年度フェンスに改修したが、議員ご指摘のとおり、学校敷地より道路面が高いところでは、外から見たところ、高さ制限の1.2メートルより低い箇所が見受けられる。このことから、児童の安全と防犯上の対策として、防犯カメラの増設を行なったほか、今後実施する植栽工事において、生け垣の設置なども計画していきたいと考えている。同じく制限がある地区の学校で、今後フェンスを設置する際にも、地区の状況に応じて、同様の対策を講じていきたいと考えている。</p>
--	---

<p>矢野 由紀子 議員（共産）</p> <p>1 豪雨災害に強いまちづくりを</p> <p>(3) 荒川河川敷の今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事の進捗状況と今後の早期復旧に向けての対策について 	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 荒川河川敷にある西中学校、南中学校及び舟戸小学校のグラウンドの復旧工事については、被災直後より被害状況調査と復旧費用の積算を行い、12月議会での補正予算成立後、2月下旬に着工し、5月末までの完了を目指している。今後、同様の被害が発生した際には、今回の状況を踏まえ、学校活動への影響をできるだけ少なくするため、より早期に復旧工事に着手できるよう関係各課との連携を進めたいと考えている。</p>
---	--

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(生涯学習課)
<p><質問概要></p> <p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>14 地域の問題について (1) 根岸公民館、体育館、建替えについて</p> <p>金子 幸弘 議員 (共産)</p> <p>5 鳩ヶ谷地域の諸課題について (2) 鳩ヶ谷公民館の改築への対応について ア 利用団体の声を反映した設計を</p> <p>イ 工事期間の代替施設として鳩ヶ谷庁舎を活用できないか</p>	<p><答弁概要></p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 根岸公民館と根岸体育館の建替えについては、市有地である根岸体育館の敷地を主な建設地として、建物の配置や規模等の検討をしているところである。</p> <p>今後については、地元町会や利用者の要望等を伺いながら、バリアフリーにも配慮した施設となるようさらに検討を重ね、早期に建物の設計に着手できるよう努めていきたいと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 鳩ヶ谷公民館の改築にあたっては、施設等に対する要望を把握するため、昨年8月に定期利用団体を対象にアンケートを実施したところである。</p> <p>今後についても、エレベーターの設置や段差の解消などバリアフリー化を図りつつ、誰もが利用しやすい施設となるよう、利用団体の要望も参考としながら、設計を進めて参りたいと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 鳩ヶ谷公民館の改築にあたり、令和2年10月から令和5年3月まで工事を予定しているが、議員提案の工事期間の代替施設と</p>	

<p>ウ 鳩ヶ谷集会所の周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳩ヶ谷公民館休館中の代替施設としての鳩ヶ谷集会所の周知について <p>エ 机・椅子は軽くて移動しやすいものに</p> <p>最上 祐次 議員 (川口青嵐会)</p> <p>1 新型コロナウイルスによる影響について</p> <p>(4) 公民館等の利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体への連絡及び支払い済みの使用料をどう取り扱うのか 	<p>して、鳩ヶ谷庁舎を活用することについては、施設の管理上、難しいものと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 鳩ヶ谷公民館休館中の代替施設として、鳩ヶ谷集会所をはじめ、里公民館や南鳩ヶ谷公民館等、近隣公共施設の情報を掲載したパンフレットを作成し、利用団体に配付したところである。</p> <p>今後とも、代替施設の利用にあたっては、丁寧な案内に努めていきたいと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 鳩ヶ谷公民館の改築に伴い新たに導入する机・椅子については、軽くて移動しやすいものを用意し、利用者にとって使いやすい施設となるよう努めていきたいと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 今回の休館にあたり、各施設から予約されているすべての団体に連絡し、既に使用料を払い込んでいる定期利用団体については、原則として別の期日に利用日の振り替えを行っており、また、一時的な団体の利用については、使用料を還付しているところである。</p>
---	---

<p>古川 九一 議員 (自民)</p> <p>1 子どもたちの未来を考える (4) 公民館の空きスペースを子どもたちの憩いの場、学習の場へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空きスペースを子どもたちの学習の場としている公民館があるが、全施設で実施したらどうか 	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 公民館のロビー等の空きスペースにおいては、従来から、どなたでも利用できる場として開放しているところであり、子どもたちが談笑したり学習する姿も見られるところである。</p> <p>議員提案の全公民館での実施については、机やイスの設置、場所の確保等課題もあるが、より多くの公民館で実施できるよう、環境の整備に努めていきたいと考えている。</p>
<p>こんどう ともあき 議員 (川口新風会)</p> <p>4 公民館に公衆 Wi-Fi の整備について</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 公民館については、本来の生涯学習施設としてだけでなく、災害時には内水氾濫時一とき避難所ともなるが、議員提案の公衆 Wi-Fi の整備には、導入に多額の費用が発生することから、費用対効果等を含め、関係部局と連携を図り調査・研究していく。</p>

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(文化推進室)
<p>〈質問概要〉</p> <p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>13 文化芸術と本市の取り組みについて</p> <p>(1) 美術館設置について</p> <p>ア 美術館の規模について</p> <p>イ 敷地について</p> <p>・川口西公園内に建設してはどうかか。</p>	<p>〈答弁概要〉</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 美術館の規模についても、現在、美術館建設基本構想・基本計画審議会において審議いただいております、本年度中に答申いただく予定である。</p> <p>現在のところ、延べ床面積として、概ね4,300平方メートル程度必要であるとのことだが、今後、答申いただいた内容を踏まえ、本市の美術館に必要な面積を検討していきたいと考えている。</p> <p>(市長)</p> <p>A 私は、美術館を建設することで、本市で活躍するアーティストを育成し、本市で生まれるアートを市産品のひとつとすることを目指したいと考えている。</p> <p>更には、新たに作る美術館として、アートの新しい表現方法であるメディアアートにも対応した展示室も必要であり、展示期間以外はコンベンション機能やパーティができる多目的ホールとして活用することで大いに文化を語り育む場所として、市民の皆さんに活用していただきたいと考えている。</p> <p>美術館の建設場所については、現在、美術館建設基本構想・基本計画審議会にて審議いただいております、川口駅周辺の市有地の活用を中</p>	

<p>碓 康雄 議員（川口新風会）</p> <p>2 美術館の設置について</p> <p>(1) 審議会について</p> <p>ア 審議会委員の構成について</p> <p>・複数名がNPOの役員であることは、審議会の公平性・中立性の観点から問題はないのか。</p> <p>イ 事務局について</p> <p>・事務局職員にNPOのメンバーがいることに問題はないのか。</p> <p>(2) 市民の意見把握について</p> <p>ア これまでの把握努力と結果につ</p>	<p>心に検討されているところである。</p> <p>今後、議員ご提案の敷地を含め、答申いただいた内容を踏まえ、これら計画の実現のために、最大限その効果が発揮できる建設地を検討していく。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 美術館建設基本構想・基本計画審議員及びアドバイザー16名中6名が、議員ご指摘のNPO法人のメンバーである。</p> <p>この6名の方は、市内民間団体から推薦いただいた方、川口市文化芸術審議会の会長、民間の美術館の館長、芸術財団の理事長、埼玉県経営者協会名誉会長、長らく市内で画廊を運営されアート業界に精通している方など、知識や豊富な経験を有している方である。それぞれが、美術館建設基本構想・基本計画審議員として専門的な立場で参加いただいているものであり、問題はないものと考えているところである。</p> <p>（生涯学習部長）</p> <p>A 事務局職員の中に、議員ご指摘のNPO法人の会員であった職員がいることは、認識している。</p> <p>しかしながら、平成31年4月に美術館担当になることが判明後、直ちに当該法人を退会していることから、問題はないものと考えている。</p>
---	---

<p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの市民の意向はどのように把握し、結果はどうだったのか。 	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 平成30年度に無作為抽出による市民3,000人、「きらり川口情報メール」イベント情報登録者4,249人、川口市美術家協会会員321人に対し、郵送、またはインターネットにて美術館建設に関するアンケート調査を実施したところ、1,325件の回答をいただいた。</p> <p>また、昨年5月に美術館建設基本構想・基本計画審議会からの基本構想答申後に実施したパブリックコメントについては、38件の意見をいただいたところである。</p>
<p>イ 今後の把握について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の市民の意向把握の予定は。 	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 本年度中に予定している美術館建設基本構想・基本計画審議会からの答申を踏まえ、本市美術館基本計画案を作成し、パブリックコメントを実施する予定である。また、基本計画策定後は市ホームページや広報誌等を通じて広く市民の皆様に公表していきたいと考えている。</p>
<p>(3) 建設にかかる費用の見込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設に必要な費用はその程度と見込んでいるのか。 	<p>(市長)</p> <p>A 私は、本市の財政状況等から、美術館建設に係る費用をできるだけ抑制しなければならないと考えている。</p> <p>そこで、私は、今後実施が見込まれる川口駅周辺の再開発事業に美術館建設を組み込むことによって建設に係る費用を抑制する、若しくは、再開発事業実施によって得た権利床の売却益を美術館建設費に充当することで、建設費用の抑制に努めたいと考えている。</p> <p>美術館建設基本構想・基本計画審議会でも、建設地は定まっていない状況であり、現</p>

<p>(4) 収蔵品の収集方針について</p> <p>ア 収集方法と費用について</p> <p>・どのように収集するのか。また、どの程度お金がかかると見込んでいるのか。</p> <p>イ 目玉になる収蔵品について</p> <p>・どのような収蔵作品が目玉となるのか。</p> <p>(5) 維持管理費の見込みについて</p> <p>・維持管理費や採算の見込みについては教えてほしい。</p> <p>(6) 美術館の経営について</p> <p>ア 新美術館の収支見込みについて</p> <p>・建設、維持・管理・収蔵費用を踏まえて、採算をとれる美術館になるのか。</p>	<p>段階では不確定要素が多いことから建設費を想定することは困難であるが、本市の持っている財産を効率的に利用・売却するとともに、そこで得た利益を最大限活用することで、計画される美術館を多くの市民に愛され、活用される文化芸術の発信拠点とするべく、引き続き努めていく。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 収蔵品については、美術館建設基本構想・基本計画審議会の審議の中では、高額な美術作品を購入するのではなく、基本的には寄贈寄託作品を中心に収蔵することとされている。今後については、この答申を受け、基本計画の中で検討していくものと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 横山大観、鏑木清方等の作品を既にご寄贈いただき、収蔵しているところである。これらの作品は、十分に本市の美術館を代表する作品になり得るものと考えている。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 施設の規模や運営方法など、現在のところ、詳細については定まっていないことから、維持管理費や採算を見込むことは、困難な状況である。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 施設の規模や運営方法などの詳細が定</p>
--	--

<p>か。</p> <p>イ 他の市立美術館の経営状況について</p> <p>・他自治体の美術館の収支はどのようなになっているか。</p>	<p>まっていない現時点において、採算を見込むことは困難である。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 美術館は、継承・発展、さらに創造することに努め、公益性・公共性が重視されている施設とされており、経営的な視点から成り立つことは困難な状況が見受けられる。このような中、他の自治体が設置する美術館の状況を調べたところ、同様の傾向が見受けられ、収支は厳しい状況であると認識しているところである。</p>
---	--

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(文化財課)
<p><質問概要></p> <p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>13 文化芸術と本市の取り組みについて</p> <p>(2) 赤山陣屋の発掘調査について</p> <p>ア 国・県史跡の指定について</p> <p>・赤山陣屋が国・県の史跡の指定を受けるためには、本市としてどのように取り組まなければならないのか。</p> <p>イ 発掘調査について</p> <p>・赤山陣屋の発掘調査は、極めて重要なことであるが、本市としてどのように取り組んでいるのか。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 国史跡の指定については、文化財保護法で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものと規定され、県史跡では、埼玉県指定基準において、県の歴史の正しい理解のために欠くことができない、学術上価値のあるものと規定されている。</p> <p>こうしたことから、赤山陣屋跡について、今後、国や県の史跡として指定を受けるためには、歴史上及び学術上価値あるものと判断される新たな根拠資料の発見が、不可欠であると認識している。</p> <p>本市としては、今後も引き続き、調査・研究に努めるとともに、国・県に対して、機会あるごとに働き掛けていきたい。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 赤山陣屋跡における発掘調査については、赤山陣屋の遺構跡や伊奈氏に関わる新たな資料を発見する上で、重要であると認識している。</p> <p>こうしたことから、今後についても、着実に用地の取得を進め、発掘調査を実施していきたいと考えている。</p>	

<p>岩井 ひろゆき 議員（自民）</p> <p>4 川口市の歴史を育むことについて</p> <p>(1) 市内の河川に架かる橋の由来と市の偉人・功労者などを市民に周知することについて</p> <p>(3) 鳩ヶ谷を含めた市史の編さんについて</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 橋の名称の由来については、地名や人名、神仏に由来するものなど、それぞれの地域の事柄にちなんだものが多いものと認識している。また、川口の偉人・功労者については、治水事業や新田開発によって関東発展の礎を築いた伊奈忠治や富士講の小谷三志など、偉大な功績を残した先人たちが数多く輩出されている。</p> <p>橋の由来や偉人等の功績を広く後世に伝えていくことは、市民の郷土愛の醸成にもつながるものと考えている。このことから、今後、ホームページへの掲載や、企画展を実施する際に紹介していくなど、広く周知していく。</p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 市史の編さんについては、調査・編集に多くの方々のご尽力をいただき、川口市史及び鳩ヶ谷市史をそれぞれの記念事業として、編さんをしてきたところである。市史は、時代を超えて、今日まで継承されてきた多くの歴史資料を記録にとどめ、本市の将来への指針とするとともに、市民共通の文化遺産として大切に保存し、永く後世に伝えるためのものと認識している。</p>
---	--

	<p>議員ご提案の鳩ヶ谷を含めた市史の編さんについては、多くの専門家や関係機関の協力を得て、改めて文献等を参考にしながら編さんする必要があることから、今後、その必要性について調査・研究していく。</p>
--	---

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(中央図書館)
<p><質問概要></p> <p>松本 進 議員 (公明)</p> <p>1 持続可能なまちづくりについて (3) SDGsの市民への周知について ・中央及び鳩ヶ谷図書館で開催したSDGsに関連する特別展示を、他の地域図書館でも開催してはどうか。</p>	<p><答弁概要></p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 図書館は、小さなお子さまからご高齢のかたまで、あらゆる世代の皆様にご利用いただいていることから、図書館における特別展示の開催は、市民に^{エスディージーズ}SDGsを知っていただくには大変有効であると考えている。</p> <p>これまで中央図書館や鳩ヶ谷図書館において、^{エスディージーズ}SDGsに関する図書を紹介する特別展示を開催しているが、今後については、議員ご提案のとおり他の地域図書館においても順次開催していきたいと考えている。</p>	

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (スポーツ課)	
<p><質問概要></p> <p>榑原 秀忠 議員 (自民)</p> <p>7 地域問題について (1) 戸塚体育館の修繕について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(生涯学習部長)</p> <p>A 戸塚体育館は、地域の皆様の健康づくりやスポーツに親しむ場として、長らく利用いただいております。これまでも施設等の老朽化に伴い、修繕を行い対応してきたところである。</p> <p>今後においても、当施設の現状を把握しながら、適宜修繕を行い、施設の維持に努めていきたいと考えている。</p>
<p>芦田 芳枝 議員 (公明)</p> <p>7 地域問題について (3) 安行スポーツセンター室内幼児プールの滑り台改修について</p>	<p>(生涯学習部長)</p> <p>A 安行スポーツセンター室内幼児プールに設置されている滑り台については、現在、破損により利用を休止しているところである。</p> <p>こうしたことから、今後、施設全体の改修計画の中で滑り台の改修を検討していきたいと考えている。</p>

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(庶務課)
<p><質問概要></p> <p>宇田川 好秀 議員 (自民)</p> <p>9 G I G Aスクールについて</p> <p>・市はどのように取り組んでいくのか</p>	<p><答弁概要></p> <p>(教育長)</p> <p>A 現在、世界に先駆け実現を目指している Society5.0 では、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れた時代となるが、決して、A I やロボットに支配され監視される未来ではなく、一人一人の人間が中心となる社会が大切であると認識している。</p> <p>また、その時代を生きていく子どもたちにとって、学校における1人1台のパソコンはマストアイテムになると考えられている。</p> <p>このことからパソコンを活用した授業は、学校教育を大きく変え、子どもたちに I C T の活用能力を向上させるとともに、個性や能力に応じた教育が実践できるようになると受け止めている。本市では、今回の国の動向を的確に捉え、令和2年度までに学校内の L A N の整備をし、さらに、令和5年度までに児童生徒1人1台のパソコンを整備していく。</p>	
<p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>3 国の2019年度補正予算と本市の取り組みについて</p> <p>(2) 経済対策について</p> <p>エ パソコンなどの端末配備について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 今年度の国の補正予算において、小学校・中学校の児童・生徒に対するパソコンと、高速大容量の通信ネットワークを一体的に配備する G I G A スクール構想を実現するための費用が盛り込まれた。</p> <p>この構想の実現にあたっては、まず、令和2年度中に学校内の L A N 等を構築し、令和</p>	

<p style="text-align: center;">金子 幸弘 議員（共産）</p> <p>1 市民の生活・営業を応援する川口市に</p> <p>（４）川口市でも奨学金返還支援事業を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後に市内の中小企業や、介護や保育の分野などで働く場合に、奨学金の返済を支援したらどうか。 <p>（要望）</p> <p>試行していくことを考えているということだが、市民、学生、中小企業の未来にとって重要なことなので、力強く進めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">柳田 力 議員（自民）</p> <p>5 教育について</p> <p>（３）外国籍児童生徒における教育費の充実について</p>	<p>5年度までに児童・生徒1人につき1台のパソコンを段階的に配備するものとなっており、本市においても、同様に取り組んでいく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 議員提案の本市における奨学金の返還支援については、中小企業等の人材確保の一つの手段になるとともに、奨学生の負担を軽減することができるものと考えているので、今後、関係部局等と実施に向けての協議を行い、本市の特色に合わせた制度づくりを、まずは試行段階から取り組んでいけるように検討していく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 本市の外国籍児童生徒数は増加傾向にあり、教育現場において、日本語指導を必要とする児童生徒については、学習環境への配慮が必要であると考えている。</p> <p>議員提案の外国籍児童生徒が多く在籍する学校への配当予算の創設については、新たな予算の確保等が必要となるので、効果的な学校配当予算の運用を研究していく。</p>
--	--

<p>古川 九一 議員（自民）</p> <p>1 子どもたちの未来を考える (2) 川口市立幼稚園の今後について ア 園児数の減少傾向にある要因について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘のとおり、市立幼稚園の園児数については、現在、減少傾向にあり、来年度の入園児数もさらに減少するものと見込まれる。</p> <p>その要因については、1点目に、保育所へのニーズの増加。2点目に、延長保育や通園バスによる送迎等が行われていないこと。3点目に、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園との保育料による差がなくなっていることと捉えている。</p>
<p>イ 在園児童保護者のアンケート調査の結果について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市立幼稚園においては、令和元年6月に在園児の保護者を対象とした、幼稚園への要望及び公立幼稚園を選択した理由についてのアンケートを実施した。</p> <p>その結果、幼稚園への要望については、延長保育の実施が最も多く、続いて3年保育の実施、送迎バスの導入や駐車場の整備を求める回答が多く寄せられた。また、公立幼稚園を選択した理由については、充実した保育内容や教職員の資質という回答が多く寄せられた。</p>
<p>ウ 今後どのようなサービスを提供していくのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教育委員会では、園児数の増加を図るため、保護者アンケートの結果を踏まえ、現在の施設や教職員を生かし、早急な対応が可能な方策を検討した。</p> <p>その結果、市立幼稚園2園において、令和3年度から3歳児クラスを設けることで、3年保育を実施するとともに、現在の各学年2</p>

<p>1 子どもたちの未来を考える (4) 高さ調節の出来る机と椅子の市立学校への導入について</p>	<p>クラス体制を1クラスに変更することを予定している。これにより、現状のニーズに合った保育内容とするとともに、その充実に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒が卒業するまで同じ机と椅子を使用するためには、高さ調節の出来る机と椅子を、毎年1学年分一斉に導入する必要があること、調達に係る費用等について課題があることから、今後、その導入方法について研究していく。</p> <p>しかしながら、議員指摘の物を大切に扱おうとする心を育むことは、重要なことであると認識していることから、道徳の授業等を通じて指導していく。</p>
<p>奥富 精一 議員 (自民)</p> <p>2 G I G Aスクール事業について (1) 学校外部との通信環境について ・5Gにあわせた外部との通信環境について</p> <p>(2) 事業の施工体制について ・事業実施市内業者の活用について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A G I G Aスクール構想による標準仕様書においては、テレビ会議による遠隔授業の実施など、動画を利用した授業にも対応できる仕様が例示されており、校内LANの構築における国庫補助対象では、LANケーブル10Gbps、ネットワーク機器類1Gbps以上が想定されている。</p> <p>学校外部の通信環境においても、校内LANと同様に、授業での利用に支障がでない高速通信の環境を検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A G I G Aスクール構想に伴う校内LANの整備には、令和2年度中に事業を完了させることが一つの課題となっているところで、本市の小中学校の状況を熟知している市</p>

<p>(3) 学校教育の場での活用方法について</p> <p>イ 川口市立高等学校附属中学校における活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開校当初からひとりひとりにPC端末を <p>こんどう ともあき 議員(川口新風会)</p> <p>3 川口の教育について</p> <p>(1) パソコン・タブレットについて</p> <p>ア 市内の小学校・中学校パソコン一台に対しての児童生徒平均人数及び全国平均、県平均について</p>	<p>内事業者は、力強い存在であると認識している。</p> <p>発注方法については、現在、検討をしているところであるが、大手の事業者が契約先となる場合でも、下請契約を締結しようとする際は、できる限り市内業者を選定するよう要請するなど発注方法を工夫して、市内事業者の活用を検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和3年4月に開校を予定している川口市立高等学校附属中学校は、中高6年間を通して特色ある教育活動を行う上で、先進的なICT機器とネットワークを活用した学習を展開することとしている。</p> <p>ネットワーク環境については、川口市立高等学校内に併設されるため、すでに整備済みとなっている。</p> <p>生徒1人1台のPC端末は、本校の学習を支える上で基礎的な物品であると認識しており、令和3年度の入学生から毎年80人ずつ増加する生徒数に併せ、PC端末を整備する予定としている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 小学校・中学校のパソコン1台あたりの児童生徒数は、平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査において、全国平均は5.4人に1台、埼玉県平均は7.4人に1台となっている。</p> <p>また、本市では、小学校は10.7人に1台、中学校は8.3人に1台で、小中学校の平均は、9.9人に1台となっている。</p>
---	--

<p>イ 今後のパソコン・タブレット導入状況について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 国のGIGAスクール構想のロードマップでは、令和2年度中に校内LAN等を構築し、まずは、小学5・6年生及び中学1年生を対象に、次に小学3・4年生及び中学2・3年生、最後に小学1・2年生に順次導入し令和5年度までに1人1台のパソコン等を整備することとなっている。本市においても、故障した場合の代替機等の対応を含め、同様のスケジュール感で取り組んでいく。</p>
<p>(2) GIGAスクールWi-Fiについて</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A GIGAスクール構想における国庫補助では、災害時用の整備は対象外となっており、避難所におけるWi-Fi環境の整備については、総務省の補助金を活用することとなっている。</p> <p>また、ネットワーク内部に授業用のサーバー等があり、セキュリティ面での課題もあると考えている。</p> <p>現在、学校の体育館等の一部においては、災害時に民間事業者が設置したフリーWi-Fiが、利用可能な状況となっているが、校舎内全ての利用については、現在のところ、難しいものと考えている。</p>
<p>8 市立幼稚園の今後について</p> <p>(1) 児童数の減少の要因について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市立幼稚園の幼児数が減少している要因については、1点目に、保育所へのニーズの増加、2点目に、延長保育や通園バスによる送迎等が行われていないこと、3点目に、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、保育料による私立幼稚園との差がなくなっていることと捉えている。</p>

<p>(2) 市立幼稚園の今後と対策について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員提案の認定こども園への移行については、施設改修の必要性や教職員の資格要件等、実施にあたり様々な課題がある。</p> <p>教育委員会では、今年度を実施した在園児の保護者を対象としたアンケート結果において、要望が多かった事項から、早急な対応が可能な方策として、令和3年から3歳児クラスを設け3年保育を実施し、さらに、現在の園児数に合わせた各学年1クラスへの変更を予定しているところである。</p>
----------------------------	--

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(学務課)
<p><質問概要></p> <p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>2 国の2020年度予算と本市の取り組みについて</p> <p>(2) 教育について</p> <p>教職員定数について</p> <p>・教員の働き方改革推進や新学習指導要領への対応で公立小中学校の教職員定数を1726人増やしましたが本市の取り組みはいかがか。</p> <p>6 教育と本市の取り組みについて</p> <p>(3) 中高一貫教育について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 働き方改革推進のための教員の負担軽減策として、本市では、今年度、スクールサポートスタッフを小・中学校合わせて25校に25名を配置し、資料の印刷や環境整備等について、教員の補助をしている。来年度以降も計画的に拡大し、全校に配置できるよう、県に要望していく。また、新学習指導要領への対応としては、今年度、小学校の英語専科指導加配教員を2名配置し、小学校における英語教育の向上に取り組んでおり、来年度は、3名に増員される予定である。</p> <p>今後も、加配教員の増員等について、県に働きかけていく。</p> <p>(市長)</p> <p>A 令和3年4月に、川口市内において初の公立中高一貫校である川口市立高等学校附属中学校を開校する。</p> <p>今年度、11月・12月・1月と3回実施した学校説明会においては、おかげさまで5,000名を超える方々の御参加をいただき、小学5年生の参加者総数は、1,170名であった。</p> <p>市民の皆様には、非常に高い関心を寄せていただいております。市長としてもうれしくございまして、今後、ますます期待をしております。</p> <p>川口市立高等学校附属中学校の教育課程においては、第1学年と、第2学年の各80</p>	

<p>碓 康雄 議員 (川口新風会)</p> <p>4 芝西中学校陽春分校(夜間中学)校舎建設について</p> <p>(3) 新しい校舎の地域住民の利用について</p> <p>ア 地域住民による利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の学校と同様に施設の開放は可能であるのか。 <p>松本 進 議員 (公明)</p> <p>5 多文化共生のまちづくりについて</p> <p>(1) 外国籍児童生徒の不就学対策について</p>	<p>人をそれぞれ3クラス編制とし、少人数授業を取り入れる。</p> <p>また、1日に45分授業を7時間実施し、通常、週あたり29時間の授業を35時間の授業にすることで、質と量の両面から学習指導の充実を図っていく。</p> <p>特色ある教育活動としては、英語圏の外国人講師による英語授業の実施や、地球規模の諸課題を英語のテキストで学習する学校選択科目の実施、さらに、サイエンスフィールドワークにおける地層観察や気象観測、天体観測による本物に触れる体験活動などを行う予定である。</p> <p>このような取り組みを通して、将来様々な分野で活躍するリーダーの育成に鋭意、努めていく所存である。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 芝西中学校陽春分校の新校舎につきましては、在籍生徒の教育活動のための施設となります。</p> <p>地域住民の方々の開放につきましては、今後その可能性について調査研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 外国籍児童生徒の不就学については、そのほとんどが、市民課窓口で住民登録をした後に、学務課での編入手続きをしないまま、居所不明となっている児童生徒である。</p> <p>このような場合は、入国在留管理局へ出入</p>
---	---

<p>矢野 由紀子 議員 (共産)</p> <p>5 誰もが学べる夜間中学校に (2) 誰もが学べる環境作りを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な事情により、通えない方がいることを想定し、夜間中学に昼の部を開設することを視野に入れた取組が必要ではないか。 <p>こんどう ともあき 議員 (川口新風会)</p> <p>3 川口の教育について (4) 学区制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目の前に学校があっても、それが学区でなければ、学区の遠い学校に通わなくてはならない。柔軟に対応できないか。 	<p>国の照会をかけた後、居住実態を確認するため、指定されている学校に家庭訪問を依頼したりするなどの対応をして、所在確認をしている。</p> <p>引き続き、関係機関と連携を図り、居所不明となっている不就学児童生徒の所在確認に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 夜間中学には、様々な事情を抱えた方が入学しており、そうした方々が学びやすい環境を整えていくことは意義のあることだと認識していることから、現在、自主的に早く登校した生徒に対して個別の学習支援を行っているところである。</p> <p>しかしながら、夜間中学に昼間の部を設けることについては、一定の生徒数の確保、教育課程や教職員の勤務等、様々な課題があることから、今後調査研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学区の形状は様々であり、学校の位置が必ずしも学区の中心にあるわけではないため、距離の遠い学区の学校に通う児童生徒がいることは認識しているところである。</p> <p>そのため、学校選択制を廃止するにあたり、小学校において一定の条件のもと学区外の近い学校への通学を認める指定校変更要件を設定したが、個別の申請理由を踏まえた協議も行っている。</p> <p>今後も、学区制の主旨である地域とともに</p>
--	---

<p>(5) 教員にとってもゆとりある勤務環境について</p> <p>ア 年次休暇の現状と今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇の取得状況と市としての今後の取組 <p>イ 勤怠管理の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革が進められる中で、川口市の学校では現状どのように勤怠管理をおこなっているのか。 <p>ウ USBの取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業で使用する教材等については、USBでのデータの取り出しができるようにしてはどうか。 	<p>ある学校づくりを丁寧に説明しつつ、よりよい学区制の在り方について研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 県費負担教職員の年次休暇については、当該年の在職期間に応じて付与され、4月から勤務が始まる初任者等の教職員については15日、1月から勤務している教職員については20日となる。平成30年の本市小中学校における平均取得日数は、小学校で14.5日、中学校で9.7日となっている。</p> <p>本市としては、文部科学省が進めている学校における働き方改革や、埼玉県教育委員会の策定した学校における働き方改革基本方針等に基づき、校長会や研修会等を通し効果的な取組について周知を図り、年次休暇のさらなる取得推進に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 市内小中学校の教職員の勤怠管理については、平成28年度から他市に先駆けて勤怠管理ソフトを導入し、ICカードにより客観的に出退勤時刻を計測し管理している。</p> <p>管理内容としては、週休日等も含め勤務時間と休憩時間を除いた時間外在校時間を集計し、教職員の健康管理及び業務改善の視点で見直しが図られるよう取り組んでいるところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A USBの取扱いについては、一定水準のセキュリティーを確保するため、私物のUSBの使用を禁止しているところである。</p> <p>また、やむを得ず校外に情報を持ち出す場合には、個人情報持ち出し簿に記載をし、管理職の許可を受けた上で学校用USBにデ</p>
---	---

<p>(6) 小学校を全学級35人学級へ</p>	<p>ータを保存することとなっている。</p> <p>データ上、個人情報とそれ以外の情報を区別することは難しいことから、USBでのデータ保存以外の方法で効率よく教材作成ができるよう調査研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>県から配置される教職員数については、埼玉県市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準で定められている。</p> <p>川口市としては、県に対して引き続き定数や加配の増員を働きかけていく。また、配当された教職員数で、各校の教育力が向上されるよう、配置の検討を重ねていながら、市民から期待されている児童1人1人に目が行き届くきめ細かな教育の実現に努めていく。</p>
--------------------------	---

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(指導課)
<p><質問概要></p> <p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>5 防犯・防災と本市の取り組みについて</p> <p>(4) 学校安全計画について</p> <p>ア 現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市はどのように取り組んでいるのか。 <p>(4) 学校安全計画について</p> <p>イ 国公立の小中高等の一斉休校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市も3月2日から春休みまで一斉休校とする通知を出したとの事だが、その対応と、今後同様のケースがあった場合の対応について。 <p>(4) 学校安全計画について</p> <p>ウ 課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回も含め課題に対し、どのように取り組むのか。 	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校安全計画については、学校保健安全法に基づいて、全学校・幼稚園で作成していると同時に、毎年、教育委員会に提出し、必要に応じて、指導助言を行っている。</p> <p>各学校・幼稚園は、この学校安全計画をもとに、安全に関する教育、校内や通学路の安全点検、各災害に対する避難訓練、家庭・地域との安全に関する連携などを推進しているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今回は、長期の休校となることから、保護者へは、各学校をつうじて、家庭においても、学校生活と同様、規則正しいリズムで生活をさせることや学校から出された課題を計画的に実施させるなど、臨時休校中の子どもたちの生活について通知したところである。</p> <p>今後、同様に一斉に臨時休校の措置をとる際には、子どもたちの安全や健康、各家庭の状況などを鑑みながら、適切に対応するものと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 両親が共働きの家庭の子どもへの対応が大きな課題の一つであると認識し、家に一人でいることができない小学生の家庭への対応については、学校で預かる措置や放課後児童クラブの開室を通じて小学生の安全を</p>	

<p>6 教育と本市の取り組みについて</p> <p>(1) 2018年学習到達調査（PISA A）について</p> <p>ア 読解力について</p> <p>・本市として読解力に対してどのように考えているか。また、取り組まれるのか。</p>	<p>確保しているところである。</p> <p>また、子どもたちの健康面についても、学校からの電話や家庭訪問の実施、登校日において子どもたちの健康状態の把握、学区内巡視による見守り活動などを通して、十分留意するよう、改めて、各学校・幼稚園へ周知していく。</p> <p>今後、同様な事態が起きた場合にも、状況を把握した上で、課題を洗い出し、子どもたちの安全確保を第一に考えながら、各学校や関係機関と連携していく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A PISA調査で測定している「読解力」は、「情報を探し出す能力」、「理解する能力」、「評価し、熟考する能力」であり、本市においても、これらの能力に課題があると認識している。</p> <p>本市では、「情報を探し出す能力」について複数の資料を読み比べる取組を、「理解する能力」についてグループ学習等で主張の違いなどを読み取る取組を、「評価し、熟考する能力」について意見文やスピーチなどの取組をする授業実践があり、すでに研修会等で事例紹介や模擬授業を行っている。</p> <p>今後も、これらの取組を積極的に発信し、川口の子どもたちの読解力向上に努めていく。</p>
<p>(1) 2018年学習到達調査（PISA A）について</p> <p>イ 「プログラミング教育」の必修化について</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 昨年度、全小学校に市作成の「小学校プログラミング教育スタートアップガイド」を配付し周知を図ったところである。</p> <p>また、児童が実際にコンピュータを活用して取り組めるよう、全コンピュータ室にイラストで視覚的に児童でも扱いやすいビジュ</p>

<p>(4) 不登校対策について</p> <p>(要望)</p> <p>現在、428名の不登校児童生徒がいるようだが、なぜ横浜市立中川西中学校が不登校ゼロになったかを、よく研究し、できれば内容を検討してもらいたい。</p> <p>碓 康雄 議員 (川口新風会)</p> <p>3 教育委員会のコンプライアンス</p> <p>(1) いじめ案件に関連して</p> <p>ア 国県からの指導について</p> <p>・国・県から指導を受けたという認識</p>	<p>アルプログラミングソフト「スクラッチ」を導入したところである。</p> <p>今後もこれらを活用し、児童がプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるといった学習活動を充実させ、プログラミング教育必修化に対応していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘の、不登校傾向の生徒を別の教室で受け入れ、一人一人を大切にしたい、学校の取り組みは、大変有効であると認識している。</p> <p>本市の中学校では、教育相談室や段階的に教室復帰を目指すステップルームを設け、教員をはじめ、各校2名配置されている教育相談支援員等が、相談対応や学習支援を行っているところである。</p> <p>今後も、不登校生徒の更なる減少を目指して、各学校が生徒一人一人のニーズに応じた体制の充実が図られるよう指導するとともに、不登校の解消に向けて鋭意努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘の件については、現在、係争中の内容に関わることから、裁判の中で考えを明らかにしていく考えである。</p>
--	---

<p>はあったか。</p> <p>イ 武南警察署の文書について ・武南警察署の文書は虚偽だという認識はあったか。</p> <p>ウ 体罰に対する認識について ・体罰は愛情表現という発言は許されるのか。</p> <p>エ プライバシーの保護について ・プレスリリースに個人情報が記載されていたことについての見解は。</p> <p>(再質問) 川口市個人情報保護条例第8条第1項各号には、保有個人情報の提供の制限が規定されているが、今回のプレスリリースはどれに基づくものか。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 武南警察署が作成されたとする文書の作成過程に、本市教育委員会は関与していない。また、議員指摘の件については、現在、係争中の内容に関わることから、裁判の中で考えを明らかにしていく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 陳述書とは、陳述者の認識をまとめた書類であると捉えている。また、議員指摘の件については、現在、係争中の内容に関わることから、裁判の中で考えを明らかにしていく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘のプレスリリースについては、裁判所の開廷表により、事件番号・氏名等が表示された後に行ったものであることに加え、提供先である報道機関においても知り得る情報であることから、関係課と協議をし、非公開とする必要がないと判断したところである。なお、報道機関においても、提供した情報について適正に使用したものと認識している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市個人情報保護条例第8条に規定する提供の制限については、提供される側が知り得ない個人情報を提供する場合の制限と理解している。</p> <p>本件については、関係課と協議し、市以外からも知り得る情報であり、互いに知り得た情報であることから、川口市個人情報保護条例第8条の制限は該当しないものと判断し</p>
---	---

<p>4 芝西中学校陽春分校（夜間中学）校舎建設について</p> <p>(2)旧芝園小学校の施設の利用について</p> <p>ア 教育研究所の耐震補強について</p> <p>イ 地域住民による体育館、校庭等の利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新校舎竣工後の利用について <p>(4)旧芝園小学校敷地全体の利用構想の策定の必要性について</p> <p>最上 祐次 議員（川口青嵐会）</p> <p>1 新型コロナウイルスによる影響について</p> <p>(5)卒業式について</p>	<p>たところである。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 教育研究所の耐震補強については、平成26年度に行われた、中核市移行に伴う検討会議において、教育センター建設の計画がある中、芝西中学校陽春分校の新校舎建設もあることから、今後、関係部局と連携を図りながら、最善の方策が図られるよう検討していく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 新校舎竣工後の旧芝園小学校施設利用については、教育研究所の業務及び陽春分校の教育活動を優先しつつも、可能な限り開放していく考えである。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 平成29年に施行された教育機会確保法にもとづき、現在、当敷地では、芝西中学校陽春分校の新校舎建設工事の実施に向けた準備が進められている。</p> <p>また、令和10年度を目途の教育センター建設構想があるものの、旧芝園小学校敷地全体の利用構想については、その在り方や機能も含め、改めて関係部局と連携を図りながら執り進めていく考えである。</p> <p>（教育長）</p> <p>A 中学校の卒業式は、感染拡大を防ぐために極めて重要な時期となる臨時休校から2週間以内を実施することから、生徒の健康と安全を第一に考え、卒業生のみでの参加で挙行することとしている。</p>
--	---

<p>6 市内スポーツ醸成について (1)東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について ア 学校連携観戦チケットについて ・川口市はどのような対応をするのか。</p> <p>松本 進 議員 (公明)</p> <p>2 災害対策について (5)緊急地震速報と学校校内放送の連携について ア 緊急地震速報が発令した際の学校の対応について ・緊急地震速報が発令された際の伝達などの対応方法は。</p>	<p>ただし、屋外での卒業生と保護者の写真撮影等については、状況を的確に判断した上で、学校が柔軟に対応するよう3月2日に中学校長会長へ指示をしたところである。</p> <p>また、実施日まで期間のある小学校の卒業式は、3月2日に市のホームページにも公開しているように、今後、終息傾向が見られた場合は、保護者の参加も検討することとし、実施方法の詳細も今後の状況に応じて対応していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A オリンピックの学校連携観戦チケットについては、本市では、バスケットボール、サッカー、陸上競技について、昨年末に、市立小学校・中学校、川口市立高等学校から希望を募った。</p> <p>その結果、バスケットボール、サッカーの観戦チケットについては、各学校の希望どおりの枚数を、また、陸上競技については、川口市の希望枚数の約56%の配券となったことから、各学校へも希望枚数の約56%の枚数を配付することを決定したところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 緊急地震速報が発令された際の各学校の対応については、緊急地震速報システムを設置している学校においては、校内放送と連動しているため、同時に、教職員・児童生徒へ知らせている。</p> <p>また、設置されていない学校については、現在、携帯電話や市の防災行政無線などで得た情報をいち早く教職員・児童生徒へ知らせ</p>
---	--

<p>野口 宏明 議員 (自民)</p> <p>2 埼玉学園大学との連携協力について</p> <p>7 地域の課題</p> <p>(1)鳩ヶ谷本町地区通学路の安全対策</p>	<p>ているところである。</p> <p>(市長)</p> <p>A 議員指摘のとおり、我が国の発展のためには、国を支える人材の育成、教育が重要であると認識している。</p> <p>そこで、本市及び本市教育委員会では、教育の充実や発展を図るため、これまでに順天堂大学や東京理科大学等の複数の大学と高大連携などに関する協定を締結してきたところである。</p> <p>市内唯一の大学である埼玉学園大学とは、去る令和2年2月10日に、「教育連携及び協力に関する協定書」を本市教育委員会と締結したところである。</p> <p>この協定の締結により、高大連携とともに、市立小中学校との連携についても取り組む予定である。具体的には、市立小中学校の教員を対象とした研修会に当該大学の教授等を指導者として招聘すること、市立学校教職員や生徒を当該大学の講座に参加させること、当該大学の教育実習生を受け入れること等を行っていく。</p> <p>このことにより、私は、市立小中学校を中心に、本市学校教育の充実・発展が図られるものと期待している。このことにより、川口の子供たちが、将来の我が国を支える人材となるよう、本市学校教育の充実に鋭意努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 道路のスクールゾーン規制等については、管轄の警察署が判断をすることから、規制等を要望する場合、学校と地域住民が合意</p>
--	---

<p>矢野 由紀子 議員（共産）</p> <p>5 誰もが学べる夜間中学校に (1)カウンセラーの常駐を</p> <p>(再質問) カウンセラーの市費での配置について市としての考えを聞きたい。</p> <p>古川 九一 議員（自民）</p> <p>1 子どもたちの未来を考える (5)市立中学校での自転車使用時のヘルメット着用義務化について</p>	<p>形成を図り、警察署に要望を提出するよう、警察署から指示を受けている。</p> <p>このことから、学校単独の要望のみではなく、学校と地域の合意形成が図れた要望書が大切であるので、地域の意向も十分に確認した上で、執り進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 夜間中学におけるカウンセラーの必要性については、相談体制の充実を目指すにあたり、大切なことと認識している。</p> <p>スクールカウンセラーについては、県教育委員会の配置となっているため、夜間中学への配置についても、今後、県教育委員会に働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、芝西中学校陽春分校への市費での常駐のカウンセラーの配置については、予定していないが、これまでも学校からの要請に応じて、教育研究所に配置されているカウンセラーが対応をしているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 「川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例」の第15条に定められているとおり、自転車乗車用ヘルメットの着用は、交通事故の衝撃を軽減し、命を守るために重要なものであると考えているところである。</p> <p>現在、中学校の5校が自転車通学を認めているが、登下校時のヘルメット着用義務化については、令和2年度より該当校全てで実施</p>
--	--

<p>(要望)</p> <p>「学校教育活動中におけるヘルメット着用についても市立校長会と協議していく」とあったが、是非、部活動等での移動の際のヘルメット着用も検討いただきたい。</p> <p>芦田 芳枝 議員 (公明)</p> <p>3 教育について</p> <p>(2)全ての小中学校に特別支援学級設置を</p> <p>(要望)</p> <p>特別支援学級をこれからもスピード感をもって設置できるようにしてほしい。</p> <p>(3)就学援助事業について</p> <p>ア 国立県立小中学校通学者への対象拡大について</p>	<p>する。</p> <p>今後は、学校教育活動中における自転車使用時のヘルメット着用についても市立校長会と協議していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 小中学校に特別支援学級や通級指導教室等の多様な学びの場を設けることは、心のバリアフリー教育を含めた共生社会の形成にむけて、大変意義のあることと認識している。</p> <p>特別支援学級の設置については、目途としていた設置率50%達成後も、小集団での活動機会の場の確保、対象となる児童生徒数の推移や通学距離の適正化を勘案しながら、特別支援教育検討会で協議し、設置を進めていく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の就学援助は、経済的な理由により現に就学が困難な児童生徒の保護者に対し援助を行っており、その対象として、本市</p>
---	---

<p>イ 所得基準の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的な所得基準の設定を。 <p>(要望)</p> <p>国立県立小中学校通学者への対象拡大について、さいたま市では市内在住であれば市外の学校に通っていても就学援助が受けられる。</p> <p>さいたま市同様、必死で勉学に励み、自身の目標に向かって挑戦している児童生徒を支援するよう、また(イ)の所得基準と対象費目の見直しについても世田谷区など先進市の事例を参考に前向きに検討してほしい。</p> <p>(4)児童虐待に関する教育について</p> <p>ア 教職員向けの研修について</p>	<p>に住所を有し川口市立の小中学校に在籍する児童生徒と、要綱において定めているところである。</p> <p>議員指摘の、国立及び県立の小中学校に通学する、就学が困難な児童生徒に対する援助については、より適切な援助の実現に向け、調査研究に鋭意取り組んでいく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の就学援助については、現在、限りある財源の中で、真に援助を必要とする世帯に対し、公平かつ継続的な制度運営を行なっているところである。</p> <p>議員指摘の、段階的な区分を設けることについては、財源的な問題や、制度の取扱方法を慎重に検証する必要があると考えていることから、今後、調査研究していく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市では、児童生徒があらゆる暴力から自分を守るための方法を学ぶ参加体験型の人権教育プログラム、CAP(キャップ)プログラムを平成13年度より教員研修の中</p>
--	--

<p>イ 児童・生徒への教育について</p> <p>5 人にやさしいまちづくりに ついて</p> <p>(1)心のバリアフリーについて</p> <p>ア 児童・生徒に心のバリアフリー 教育を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリー教育を児童生徒に どのように指導していくのか。 	<p>に導入しており、令和元年度には小・中・高 校より80名の教員が受講した。</p> <p>また、人権に関わる各種研修でも、児童虐 待に関わる内容の情報提供を行っている ところである。</p> <p>今後も、教員が児童虐待の早期発見及び適 切な対応がとれるよう更なる研修の充実に 努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童・生徒が早い段階で、虐待をはじめ とした心や身体への暴力から自らを守る よう学ぶことは、大切であると認識してい るところである。</p> <p>このことから、人権教育に関する教員研修 において、県教育委員会作成の「児童虐待防 止指導実践事例集」等の具体的な資料を活用 し、発達の段階に応じて教員がより効果的な 指導ができるよう努めているところである。</p> <p>このような指導を通じ、小学校低学年の頃 より自らの身体を守るための力を高めてい くとともに、児童・生徒が安心して教員に相 談できる学校づくりを進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、各学校が、特別活動や総合的な学 習の時間において、年間を通して活用するこ とができるよう、校務支援システム上に文部 科学省作成の心のバリアフリーノートのデ ータを保存しているところである。</p> <p>今後は、各学校がこのノートを活用しなが ら、障害に関する知識や理解を深め、障害の 有無に関わらず、誰に対しても心のバリアを 解き学び合える力を醸成していく考えであ る。</p>
---	--

<p>イ 教職員の研修の実施について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教職員の研修の実施については、次年度の本市独自の教職員研修の中に、心のバリアフリーについて取り入れていきたいと考える。</p> <p>研修内容としては、心のバリアフリーノートの効果的な活用方法や、各学校の実践例を情報共有し、教員同士が共通認識のもと児童生徒に指導することができるよう、研修の充実を図っていきたい。</p>
<p>奥富 精一 議員 (自民)</p> <p>2 GIGA スクール事業について</p> <p>(3)学校教育の場での活用方法について</p> <p>ア 教科書 QR コンテンツの活用方法について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A QR コンテンツには、ここ数年、インターネット接続に限らず日常生活において多く活用されている。</p> <p>昨年採択された、令和2年度から小学校で使用される教科書において、QRコードが掲載され、画像や動画コンテンツを視聴できるようになっている。</p> <p>また、令和3年度から使用される中学校の教科書においてもQRコードが掲載されることが予測される。</p> <p>このことから、毎年実施している教職員対象のICT研修会において、QRコンテンツの活用方法を含めICTを活用した効果的な指導事例を周知し、教員の指導力向上を図るとともに、子ども達の興味関心をひきつけ、学習意欲を向上させるよう努めていく。</p>
<p>こんどう ともあき 議員 (川口新風会)</p> <p>3 川口の教育について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 小学校のクラブ活動及び中学校の部活</p>

<p>(3)クラブ活動・部活動自費分について ・所属するクラブ活動・部活動を決定する前に、自費分を保護者へ周知することについて。</p>	<p>動において、材料費や実習費、遠征費等の自費分については、必要に応じて各学校が保護者へ通知し、徴収しているところである。</p> <p>議員指摘の、児童生徒がクラブ活動や部活動を決定する前に、保護者が自費分を知ることが大切であることから、今後、全ての学校において、事前に周知が図られるよう、市立学校長会議等を通じて指導していく。</p>
--	--

令和2年3月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(学校保健課)
<p><質問概要></p> <p>大関 修克 議員 (公明)</p> <p>7 福祉と本市の取り組みについて (2) 農福連携について イ 販路について</p> <p>・障がい者が生産に携わった野菜や果物を、学校給食の食材として使用することはできないか</p> <p>芦田 芳枝 議員 (公明)</p> <p>3 教育について (1) 学校給食のアレルギー対策について ア 食物アレルギー対応に関する方針・マニュアル作成について</p> <p>・本市における食物アレルギー対応委員会の設置やマニュアル作成の現状について</p>	<p><答弁概要></p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 「農福連携」で手がけた野菜や果物などの食材を購入することは、障がい者の自立や関連する施設の安定的な運営に貢献できるものと考えている。</p> <p>また、学校給食の食材として使用することは、地産地消の観点からも意義のあることと考えている。</p> <p>学校給食に使用する食材については、安定した供給量の確保や、各小中学校及び各学校給食センターへの配送手段の確保などが課題となってくることから、まずはこれらの課題解消について検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 食物アレルギーにある児童生徒が、安全・安心な学校給食を喫食できるよう、的確な安全対策を講じる必要があることは認識している。</p> <p>各学校では、平成27年3月より、食物アレルギー検討委員会を設置している。</p> <p>さらに、今年度は、小中学校長、養護教諭、学校栄養職員で構成された「学校における食物アレルギー対応に関わる検討委員会」を設置し、「川口市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を策定している所である。</p> <p>今後は、全校の統一性が図られた、児童生</p>	

<p>(要望)</p> <p>全ての事故やヒヤリハットを検証して安全安心な給食を提供していただきたい。</p> <p>イ 教職員の研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施状況について <p>ウ 医療機関・消防局との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エピペン保持者の情報等を、医療機関・消防局と共有することについて 	<p>徒の安全性を最優先とした食物アレルギー対応に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 各学校では、食物アレルギーを有する児童生徒の原因物質、エピペン処方の有無やその保管場所等の情報を、全教職員で共有して対応を図っている。</p> <p>また、各学校では、毎年度、主に養護教諭を指導者として、全ての教職員を対象に、食物アレルギーに関する校内研修を実施し、エピペントレーナーを使用して技術の習得に努め、緊急時に備えた体制整備を図っているところである。</p> <p>この研修の重要性を認識していることから、現在策定中の食物アレルギー対応マニュアルに反映できるよう検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、各学校では、エピペンの保持等を含め、主治医による学校生活管理指導表の記載事項に従い、個別対応プランを作成し対応にあたっている。</p> <p>また、緊急時には、児童生徒のアレルギー原因物質や対応状況などの情報を、速やかに救急隊員や搬送先の医療機関に提供できるよう整理、保管している。</p> <p>関係機関との連携については、現在策定中の食物アレルギー対応マニュアルに反映できるよう検討していく。</p>
--	---

<p>エ 食物アレルギー対応の環境整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応の充実のための環境整備について 	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校給食における食物アレルギー対応の充実のためには、専用の調理室やスペース、使用する調理器具、食材等の管理について詳細なルールを定めるとともに、安全に提供できる人員配置も含め、安全・安心な給食提供に向けた体制づくりが必要であると認識している。</p> <p>このことから、引き続き、学校、給食センターにおいて、安全・安心な学校給食が提供できるよう、食物アレルギー対応の充実のための環境整備について努めていく。</p>
<p>こんどう ともあき 議員(川口新風)</p> <p>2 川口市の食品ロスについて</p> <p>(2) 食品ロスに対する市内小中学校の取り組みについて</p> <p>ア センター給食の廃棄の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残菜の現状について <p>(要望)</p> <p>対象校を統一するなど、食品ロスが分かるようにしていただきたい。</p> <p>イ 学校での子ども達に対する食品</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A センター給食の廃棄の現状については、センター配送校のうち、異なった献立である小学校2校、中学校2校を調査対象校とし、年度ごとに対象校を入替え、残菜調査を実施している。</p> <p>平成30年度小学校は年間約7,506kg、残菜率は16.8%、中学校は年間約8,252kg、残菜率は13.2%となっている。令和元年度は1月までで小学校は約5,478kg、残菜率は14.8%、中学校は約7,231kg、残菜率は11.6%となっている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、小中学校においては、環境保全や</p>

<p>ロスの取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none">・食品ロスにおける市内小中学校の具体的な取り組みについて	<p>食品ロスの視点も含め、栄養教諭等を中心に、食べ物を大事にし、感謝して食べるようにする食育を実践している。また、給食委員会の児童生徒が中心となり、残菜調査や啓発ポスターを作成し、全校で食べ残しを減らす取り組みをし、学校における食品削減に努めているところである。</p>
---	--

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

生涯学習部

質	疑	応	答
議案第1号 令和元年度川口市一般会計補正予算 (第9号)			
第1条第1表 歳入歳出予算補正の内			
△歳出の部 第10款 教育費			
△歳入の部 第15款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目			
第2項 国庫補助金 第6目			
第22款 市債 第1項 市債 第6目			
第2条第2表 継続費補正の内			
2 変更 第10款 教育費 第3項 中学校費 中学校夜間学級建設事業 (設計委託)			
第5条第5表 地方債補正の内			
1 追加 教育施設災害復旧事業			
2 変更 学校建設事業 学校施設整備事業			
< 質 疑 >			
(松本 幸恵 委員)		(生涯学習課長)	
放課後子供教室推進事業について、今年度は何		今年度の新規開設は4校であり、今年度末全体	
校新規に開設し、全体で事業を実施している学校		で28校事業を実施している。また、減額補正の	
は何校になったのか。また減額補正の詳細は何か。		内容については、当初予定していたが開設できな	
		かった1校と、3校の開設が2学期になってしま	
		ったことから、不用額が生じたものである。	
(関 由紀夫 委員)		(教育総務課長)	
小学校費の耐震補強設計委託料の内容と減額の		小学校16校の渡り廊下等の耐震補強設計の	
理由を教えてください。		委託料である。当初21校で行う予定であった	
		が、調査の結果、その内5校については、壁など	
		の部分改修での対応が可能となったため、減額と	
		なったものである。	

質 疑	応 答
(野口 宏明 委員)	(教育総務課長)
<p>10款教育費の人件費において、4項高等学校費、5項幼稚園費、6項社会教育費、8項体育費の中の4節共済費の社会保険料がそれぞれ増額となっている。通常、社会保険料は2節給料と増減が連動すると思うが、各費目とも給料は減額しており、逆になっているのはどういう理由からか。</p>	<p>4項高等学校費、5項幼稚園費については臨時的任用教員が、6項社会教育費、8項体育費については再任用職員が社会保険料の対象となっており、当初の想定より多い配置となったことから社会保険料が不足したため、増額となったものがある。</p>
<p>< 討 論 ></p> <p>なし。</p>	
<p>< 採 決 ></p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 庶務課

質 疑	応 答
<p>議案第1号 令和元年度川口市一般会計補正予算（第9号） 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 使用料及び手数料 第15款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第22款 市債 第1項 市債 第6目 第4条第4表 債務負担行為補正 1 追加 小中学校校内通信ネットワーク整備等業務</p>	
< 質 疑 >	
(松本委員)	(庶務課長)
① 限度額が文言での記載となっているが、最大限	① 今後の調査により積算されるが、国の補助の対
想定される額を教えてください。	象の限度額として1校あたり最大3千万円、対象校
② 事業に対する国庫補助などのくらい出るのか。	は小中学校79校のため最大で23億7千万円と
③ 市立高等学校は補助の対象となるのか。	なる。
	② 事業費の財源であるが、国庫補助は1/2で、
	残り、事業費の3割が交付税措置される起債が活
	用できるので、市の負担については2割となる。
	③ 市立高等学校のネットワーク整備は済んでい
	るため、対象外である。
(こんどう委員)	(庶務課長)
「GIGAスクール構想」のスケジュールは、	国庫補助事業である校内のネットワークの構

質 疑	応 答
どのようにしているのか。	築は令和2年度で完了することとなっている。
	また、児童生徒1人1台のパソコンの設置は、段階的に令和5年度までに完了することとなる。
< 討 論 >	
なし。	
< 採 決 >	
起立者全員にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
<p>議案第1号 令和元年度川口市一般会計補正予算(第9号) 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 使用料及び手数料 第15款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第22款 市債 第1項 市債 第6目</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(こんどう委員)</p>	<p>(学務課長)</p>
<p>放課後児童対策費に関わり、9,000万円を超える減額補正となった理由は。</p>	<p>社会福祉協議会については、約1,700万円の減額であり、条例に定めた支援員の確保のほか、手厚い支援や緊急の対応が可能となる予算としている。残りの6,500万円については、民間の6事業者の契約差金となっている。</p>
<p>< 討 論 ></p>	
<p>なし。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
<p>議案第1号 令和元年度川口市一般会計補正予算（第9号） 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 使用料及び手数料 第15款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第22款 市債 第1項 市債 第6目</p>	
< 質 疑 >	
なし。	
< 討 論 >	
なし。	
< 採 決 >	
起立者全員にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 学校保健課

質 疑	応 答
<p>議案第1号 令和元年度川口市一般会計補正予算(第9号) 第1条第1表 歳入歳出予算補正の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 使用料及び手数料 第15款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第22款 市債 第1項 市債 第6目</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(荻野 梓委員)</p>	<p>(学校保健課長)</p>
<p>1目学校保健総務費の職員人件費の減額理由は、</p>	<p>自校調理校に栄養士を全校配置するため、学校給食センターから自校調理校へ栄養士を配置変更したものである。</p>
<p>< 討 論 ></p>	
<p>なし。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者全員にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

生涯学習部 教育総務課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算 第1条第1表 歳入歳出予算の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目 第2項 手数料 第7目 第16款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第23款 市債 第1項 市債 第6目 第2条第2表 継続費の内 第10款 教育費 第2項 小学校費 小学校施設整備事業 第10款 教育費 第3項 中学校費 中学校施設整備事業 第3条第3表 債務負担行為の内 中学校防犯カメラ賃借費 第4条第4表 地方債の内 学校建設事業 学校施設整備事業</p>	
< 質 疑 >	
(こんどう ともあき 委員)	(教育総務課長)
<p>教育委員会費の旅費については、フィンドレー への2名分の旅費とのことだが、1人あたりの経費 はどのくらいか。</p>	<p>フィンドレーの旅費については、5泊7日を予 定しており、航空賃は、1,284,670円、 宿泊費は、107,500円のほか、日当等を計 上している。</p>
(こんどう ともあき 委員)	(教育総務課長)
<p>小学校費の修繕料の内容を教えてください。</p>	<p>小学校費の修繕料については、学校に配当する 分として、52校で1億3,900万円、教育委 員会分として7,683万6千円、雨漏り対策の 防水事業分として2,600万円、備品修繕料分 として1,363万7千円などである。</p>

質 疑	応 答
(こんどう ともあき 委員)	(教育総務課長)
小学校費の工事請負費に計上されている、建設工事費、改修工事費、補修工事費、解体工事費、耐震補強工事費について、それぞれの学校名と内容を教えて欲しい。	建設工事費としては、神根東小学校渡り廊下等改築工事に8,010万2千円、飯仲小学校プール改築工事に1億3,257万9千円。改修工事費の主なものとしては、里小学校高圧受変電設備改修工事に5,235万5千円、同じく里小学校給水管改修工事に2,210万円、芝小学校ブロック塀改修工事に3,030万円、飯仲小学校及び並木小学校管理諸室空調機改修工事に2,880万円。補修工事費の主なものとしては、芝小学校管理・特別・普通教室棟の屋上防水工事に2,140万円、同じく芝小学校管理・特別・普通教室棟外壁塗装工事に9,470万円、仲町小学校、芝西小学校、芝樋ノ爪小学校階段室天井等補修工事に4,870万円、その他に体育館床補修工事等がある。解体工事としては、神根東小学校渡り廊下等解体工事に2,278万1千円、飯仲小学校プール解体工事に3,331万9千円。耐震補強工事費としては、新郷東小学校渡り廊下耐震補強工事に2,328万7千円である。
(こんどう ともあき 委員)	(教育総務課長)
修繕料の中に雨漏り対策の予算を計上しているが、これには、昨年の台風19号で被害にあっており、まだ対策がされていない学校の分も含まれ	雨漏りの原因が判明した箇所については、既に修繕等を行っているが、調査中の箇所については、今後、対応策が決まり次第、修繕を行う予定

質 疑	応 答
ているのか。	である。また、大規模な工事が必要な場合には、
	令和3年度以降に対応していく予定である。
(松本 幸恵 委員)	(教育総務課長)
事務局費の計画等策定業務委託料について、教	現在の教育大綱及び教育振興基本計画の計画
育大綱や教育振興基本計画の改訂をどのように	期間は、平成28年度から32年度までの5ヶ年
進めていくのか。	であり、令和3年度からの次期5ヶ年計画の策定
	を業務委託により行うものである。また、平成2
	8年度以降の様々な変動要因である中核市への
	移行や新市立高等学校の開校、夜間中学の開設な
	どを反映するとともに、川口市総合計画との整合
	性を図りつつ、改訂作業を進めていく必要がある
	と考えている。
(松本 幸恵 委員)	(教育総務課長)
1項教育総務費、3目教育指導費のパートタイ	就学援助補助事務1名、学校図書館司書39
ム会計年度任用職員の内訳を教えてください。	名、部活動指導員19名の合計59名である。
(松本 幸恵 委員)	(教育総務課長)
1項教育総務費、4目教育研究所費のパートタ	教育相談員13名、教育相談員補助事務2名、
イム会計年度任用職員の内訳を教えてください。	日本語指導支援員4名、特別支援教育支援員81
	名、特別支援学級補助員50名の合計150名で
	ある。

質 疑	応 答
(松本 幸恵 委員)	(教育総務課長)
<p>2月に中学校の電気設備において火災が発生したと聞いており、小・中学校費には、それぞれ電気設備保守管理委託料が計上されているが、どのように点検を行っているのか、また、火災が発生した箇所の対応を教えてください。</p>	<p>電気設備保守管理委託については、毎月の巡視点検と夏休みに1回定期点検をおこなっているが、今回火災が発生した中学校については、点検での指摘は無かった。なお、火災の発生した箇所については、設備の交換等を行ったところである。</p>
(松本 幸恵 委員)	(教育総務課長)
<p>小中学校費にて、プールの建設工事費と解体工事費を計上しているが、授業への影響と、工事のスケジュールを教えてください。</p>	<p>プールの授業終了後の9月以降に解体工事を行い、翌年のプールの授業に間に合うように改築工事を計画している。</p>
(松本 幸恵 委員)	(教育総務課長)
<p>夜間中学校の建設については、土壌調査の影響で計画が遅れるとのことだが、土壌調査の進捗状況と、来年度の工事着工の時期を教えてください。</p>	<p>現在、土壌調査中であり、結果はまだ出ていないため、今後の工事スケジュールについては、未定である。</p>
<討 論>	
なし。	
<採 決>	
起立者多数にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

生涯学習部 生涯学習課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算の内</p> <p>△歳出の部 第10款 教育費</p> <p>△歳入の部 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目</p> <p>第2条第2表 継続費の内</p> <p>第10款 教育費 第6項 社会教育費 鳩ヶ谷公民館改築事業(解体工事)</p>	
< 質 疑 >	
(こんどう ともあき 委員)	(生涯学習課長)
中央ふれあい館費において、管理費負担金の増額 の理由はなにか。	管理組合に対する負担金であるが、消費税増税に伴う委託費及び、建物の経年劣化による修繕箇所 増加により、増額となるものである。
(こんどう ともあき 委員)	(生涯学習課長)
修繕箇所が増加すると説明があったが、18節に 修繕積立負担金とあるがその内容はなにか。	今後の大規模改修に備えるための積立金である。
(松本 幸恵 委員)	(生涯学習課長)
放課後子供教室推進事業において、新年度で何 校新設するのか。また全体で何校になるのか。	現在28校開設しており、令和2年度は新たに5 校開設し、全体で33校実施する予定である。
(松本 幸恵 委員)	(生涯学習課長)
南平文化会館の耐震化のスケジュールについて	耐震化については、他の施設の状況等を総合的

質 疑	応 答
教えていただきたい。	に勘案しながら、計画していく。
(松本 幸恵 委員)	(生涯学習課長)
令和 2 年度末における公民館の耐震化の状況を	現在 36 施設中 25 館で耐震化が完了しており、
教えていただきたい。	耐震化率は 69.44%である。また、令和 2 年度は領
	家公民館の改築により、36 施設中 26 館で完了し
	耐震化率は 72.22%になる予定である。
<討 論>	
なし。	
<採 決>	
起立者多数にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

生涯学習部 文化推進室

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算の内</p> <p>△歳出の部 第10款 教育費 第6項 社会教育費 第10目 文化推進費</p>	
<質 疑>	
(こんどう ともあき 委員)	(文化推進室長)
<p>オリンピック・パラリンピック関連文化事業に ついて説明してほしい。</p>	<p>オリンピック・パラリンピックの開催期間中、 アートギャラリー・アトリアで、毎日、パブリッ ク・ビューイングを開催することを考えている。 詳細については、現在検討中である。</p>
<p>(こんどう ともあき 委員)</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、オリ ンピックの開催の見通しも不明な状況だが、この 事業に限らず、色々な対応を考えながら、実施を 検討してほしい。(要望)</p>	
<討 論>	
なし。	
<採 決>	
起立者多数にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

生涯学習部 文化財課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算 第1条第1表 歳入歳出予算の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第6目 第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(松本 幸恵 委員)</p>	<p>(文化財課長)</p>
<p>文化財保護費の公有財産購入費に関わり、用地 購入する場所と面積について説明してほしい。</p>	<p>赤山城跡保存整備事業地内の土地を4件、 2234.56㎡取得する予定である。</p>
<p>(松本 幸恵 委員)</p>	<p>(文化財課長)</p>
<p>用地購入後、用地の取得率は、どれくらいにな るのか。</p>	<p>用地購入後の取得率は、21.15%になる予 定である。</p>
<p>< 討 論 ></p>	
<p>なし。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者多数にて可決。</p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

生涯学習部 中央図書館

質 疑	応 答
議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算 △歳出の部 第10款 教育費 △歳入の部 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目	
< 質 疑 >	< 応 答 >
(こんどう ともあき 委員)	(中央図書館長)
17節備品購入費の図書購入費について、どのような本を購入しているのか、内訳を教えてください。	例年4万8千冊程度購入しており、8割程度が一般書であり、2割程度がその他児童書等である。
(こんどう ともあき 委員)	(中央図書館長)
12目社会教育施設建設費の14節工事請負費について、前年度より増額となっている理由は何か。	前川図書館改築事業について、工期が令和元年10月から令和3年2月までの2カ年継続事業であり、前年度より工期が長くなることなどから増額となったものである。
(松本 幸恵 委員)	(中央図書館長)
12節委託料の図書館業務補助委託料について、前年度より増額となっている理由は何か。	令和元年度まで、カウンター業務を7節賃金の臨時補助員を雇用し、図書館の正職員と一緒に業務を行っていたが、令和2年度からは、業務を切り分け、職員はレファレンス業務に専念し、座席管理業務を委託化することとして、予算を図書館業務補助委託料に振り替えたためである。

質 疑	応 答
<討 論>	
なし。	
<採 決>	
起立者多数にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

生涯学習部 科学館

質 疑	応 答
議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算	
△歳出の部 第10款 教育費 第6項 社会教育費 第9目 科学館費	
< 質 疑 >	
(松本 幸恵 委員)	(科学館長)
施設維持管理使用料が本年度の倍に増額になっている理由を知りたい。	施設維持管理使用料は、SKIP シティの A1 棟の施設維持管理に要するために負担するものであり、全体費用のうち面積按分の10.7パーセントが科学館の負担割合である。令和2年度は、埼玉県の中長期計画である施設修繕計画としての施設内の熱源装置等を運用している機器を制御・監視している中央監視システムの改修工事の内容が加わったことから増額となったものである。
<討 論>	
なし。	
<採 決>	
起立者多数にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年3月市議会定例会)

生涯学習部 スポーツ課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算の内</p> <p>△歳出の部 第10款 教育費</p> <p>△歳入の部 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目</p> <p>第23款 市債 第1項 市債 第6目</p> <p>第3条第3表 債務負担行為の内 体育施設管理運営業務（令和元年度指定分）</p> <p>第4条第4表 地方債の内 体育施設整備事業</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	<p>(スポーツ課長)</p>
<p>369ページの1目、14節工事請負費の炬火 台座撤去工事において、外柵も撤去するのか。 また、撤去後どうするのか。</p>	<p>工事は台座と外柵を全て撤去して、現状復旧さ せるものである。外柵については、青木町公園に ある1号機の周囲に再利用される予定である。</p>
<p>(こんどう ともあき 委員)</p>	
<p>外柵については再利用していただくことを要望 する。</p>	
<p>< 討 論 ></p>	
<p>なし。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者多数にて可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 庶務課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算 第1条第1表 歳入歳出予算の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 分担金及び負担金 第1項 負担金 第3目 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目 第2項 手数料 第7目 第16款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目 第3項 委託金 第6目 第23款 市債 第1項 市債 第6目 第2条第2表 継続費の内 第10款 教育費 第4項 高等学校費 高等学校建設事業(第2校地グラウンド整備工事) 高等学校建設事業(第2校地体育館耐震補強等工事) 第3条第3表 債務負担行為の内 奨学資金利子補給金(令和2年度融資分)、奨学資金融資損失補償(令和2年度融資分) 第4条第4表 地方債の内 学校建設事業</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(こんどう委員)</p>	<p>(庶務課長)</p>
<p>中高一貫校開設準備事業の内訳の詳細を教えてください。また、図書購入費が含まれていると思うが、いくら計上しているのか。</p>	<p>内訳については、消耗品費248万円、そのうち図書購入費として80万円を計上し、その他、印刷製本費35万8千円、修繕料60万9千円、ファクシミリの通信運搬費1万7千円、ホームページの保守としてシステム開発・保守委託料42万2千円、看板等製作委託料72万6千円、電子計算機等借上料とし88万6千円、ファクシミリ借上料7千円、改修工事費で高校の教室を中学用の教室に改修する工事費を2,690万円、備品購入費で教育用器具費と教材備品購入費を1,710万2千円計上している。</p>

質 疑	応 答
(こんどう委員)	(庶務課長)
中高一貫校を開設するにあたり、図書費が 80 万円では少ないと思われるが、その理由は何か。	附属中学は市立高校内に併設されるため、図書については、既に高校で整備されている 12 万冊を活用する予定である。予算計上した 80 万円については、中高一貫校の特色のある教育を進めるために必要な図書を購入するものである。
中学生と高校生で、3 歳違うと読む本も変わってくるので、中学生用の図書を整備していただくことを要望する。	
(松本委員)	(庶務課長)
6 目奨学事業費の奨学資金利子補給金について、金融機関の貸付残額をいくらと見込んでいるのか。また、奨学資金貸付金損失補償金の件数と総額は、いくらと見込んでいるのか。	令和 2 年度当初予算では、貸付残額については 6 億 4,325 万 2,400 円を、損失補償金については、8 件で 442 万 3 千円を見込んでいる。
(松本委員)	(庶務課長)
小学校費及び中学校費の学校配当予算について、それぞれの総額はいくらか。また、1 校当たりの配当額と昨年度と比較して増減はどうなっているのか。	小学校費については、総額で 2 億 1,924 万 7 千円、1 校当たり約 421 万 6 千円で、昨年度と比較して約 9 万 1 千円を増額している。消耗品費で、来年度から英語の教科化やプログラミング教育が始まる関係で増額している。
	また、中学校費については、総額で 1 億 1,991 万 2 千円、1 校あたり約 461 万 2 千円、昨年度と

質 疑	応 答
	比較して約2万4千円を増額している。
(松本委員)	(学校教育部参事)
高等学校費の学校建設費について、中高一貫校	学校建設費の工事請負費については、アリーナ
を開設するのにあたり、給食配膳室は作らないの	棟の建設工事費、第2校地のグラウンド整備工事
か。	費を計上しており、中高一貫校開設にあたりアリ
	ーナ棟の体育館に授業に必要な器具を増設して
	いるが、給食配膳室については予算計上していな
	い。
< 討 論 >	
(松本委員)	
教育総務費の3目教育指導費について、学力向	
上支援事業で低学年の学力定着度調査や県の学	
力テストを引き続き行う予算となっていること、	
また、現在、コロナウイルスの感染防止に努めて	
いる中で、学力テストを中止とせずに延期として	
いることで、子どもたちを競争教育に晒すこと	
は、学力の向上につながっていないと考えて反対	
する。	
また、教育総務費の中高一貫校設置促進事業	
で、中高一貫校を設置することについても、適性	
検査等を行って受験戦争の低年齢化を招くこと、	
更には、義務教育にもかかわらず、給食を実施せ	
ず、市内の中学生と環境の差を生じさせること、	

質 疑	応 答
<p>小規模校となるため十分な教員を配置できる保証がないことから、設置を進めることに反対する。</p>	
<p>(野口委員)</p>	
<p>中高一貫校設置促進事業及び中高一貫校開設準備事業については、川口の未来を担う子どもたちの教育に、中高6年間を見通した計画的、継続的なカリキュラムを取り入れることは、グローバルな視野を持ち、様々な分野で活躍するリーダーの育成に繋がるものと思われる。また、今年度開催した3回の学校説明会では、参加者が5,000名を超え、市民からも高い関心が寄せられていることは明らかであり、川口市初となる中高一貫校開設に大いに期待するところである。</p>	
<p>中学校防犯カメラ設置事業については、新たに、市内すべての中学校に防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止力にも繋がり、教育環境における安全・安心の確保の観点からも、大いに評価ができる。</p>	
<p>中学校体育館空調機設置事業については、新たに、市内すべての中学校の体育館に空調機を設置することは、体育館が夏休みの部活動の場として、災害時には避難所として使用されることから、健康面での安全性を確保するためには必要不</p>	

質 疑	応 答
可欠である。	
<p>また、事務局費の弁護士等報償金については、増額、充実させ同席相談等を実施することは、いじめ問題の対応策として一步前進したと評価する。</p>	
以上の理由により賛成とする。	
<p style="text-align: center;">＜ 採 決 ＞</p>	
起立者多数により可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算 第1条第1表 歳入歳出予算の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 分担金及び負担金 第1項 負担金 第3目 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目 第2項 手数料 第7目 第16款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目 第3項 委託金 第6目 第23款 市債 第1項 市債 第6目 第2条第2表 継続費の内 第10款 教育費 第4項 高等学校費 高等学校建設事業(第2校地グラウンド整備工事) 高等学校建設事業(第2校地体育館耐震補強等工事) 第3条第3表 債務負担行為の内 奨学資金利子補給金(令和2年度融資分)、奨学資金融資損失補償(令和2年度融資分) 第4条第4表 地方債の内 学校建設事業</p>	
< 質 疑 >	
(松本委員)	(学務課長)
<p>事務局費に関わり、弁護士等報償金が大幅に増額されているが、その内容は。</p>	<p>弁護士等報償金は、従来の相談業務のほか、学校のみで対応が困難な案件に対応するため、弁護士の同席相談業務が33万円、係争案件対応業務が36万円、様々な文書作成業務が14万円となっている。</p>
<p>事務局費に関わり、事業協力者報償金の内容は。</p>	<p>令和3年4月に開校する川口市立高等学校附属中学校の校歌の使用料である。</p>

質 疑	応 答
(松本委員)	(学務課長)
事務局費に関わり、中高一貫校設置促進事業における試験問題作成委託料の内容は。	川口市立高等学校附属中学校の適性検査に係る費用であり、問題の作成、印刷、採点を一括して委託するものである。
試験問題作成委託により委託する内容と委託することによるメリットは。	大きく3種類の問題であり、文系問題、理系問題、総合問題となっており、本市初の附属中学校の開校にあたり、知見を持つ事業者へ委託することにより、適切な問題作成や正確性や公平性が担保されるものである。
放課後児童対策費に関わり、前年度と比較し減額となっている理由と大貫や水上の非常食と同様に備蓄等についてどのように考えるか。	これまでの委託にあたり、プロポーザル行ってきた結果を踏まえ、精査した金額となっている。また、備蓄品については事業者と相談のうえ、その必要性も含め検討していく。
小学校費および中学校費のパートタイム会計年度任用職員報酬の内訳は。	大きく3種類であり、小学校、中学校共通のものが教職員病休代員・欠員補充、アシスタントティーチャー、スクールサポートスタッフであり、中学校費においては陽春分校の養護教諭、アシスタントティーチャーの報酬が含まれる。人数については、それぞれ順に小学校が80人、65人、30人、中学校が47人、15人、10人、陽春分校の養護教諭が1人、アシスタントティーチャーが2人である。

質 疑	応 答
(松本委員)	(学務課長)
債務負担行為に関わり、放課後児童クラブ業務の内訳と委託事業者が変更となった際の利用児童及び保護者への対応は。	令和3年度から5年度分の委託校の債務負担行為を行うものであり、10校を予定している。10校の内訳は、青木中央、元郷南、柳崎、根岸、新郷、戸塚、安行、戸塚綾瀬、東本郷、芝富士の各小学校である。また、プロポーザルにあたり、利用児童や保護者への負担も考慮し、採点においては現在受託している事業者に対し加点があること、委託事業者が変更となった際には、丁寧な引継ぎを行うよう指導するとともに、十分な期間や説明を行うこと等、児童はもとより保護者への負担を最小限とするよう努める。
< 討 論 >	
(松本委員)	
教育総務費の3目教育指導費について、学力向上支援事業で低学年の学力定着度調査や県の学力テストを引き続き行う予算となっていること、また、現在、コロナウイルスの感染防止に努めている中で、学力テストを中止とせずに延期としていることで、子どもたちを競争教育に晒すことは、学力の向上につながっていないと考えて反対する。	
また、教育総務費の中高一貫校設置促進事業	

質 疑	応 答
<p>で、中高一貫校を設置することについても、適性検査等を行って受験戦争の低年齢化を招くこと、更には、義務教育にもかかわらず、給食を実施せず、市内の中学生と環境の差を生じさせること、小規模校となるため十分な教員を配置できる保証がないことから、設置を進めることに反対する。</p>	
<p>(野口委員)</p>	
<p>中高一貫校設置促進事業及び中高一貫校開設準備事業については、川口の未来を担う子どもたちの教育に、中高6年間を見通した計画的、継続的なカリキュラムを取り入れることは、グローバルな視野を持ち、様々な分野で活躍するリーダーの育成に繋がるものと思われる。また、今年度開催した3回の学校説明会では、参加者が5,000名を超え、市民からも高い関心が寄せられていることは明らかであり、川口市初となる中高一貫校開設に大いに期待するところである。</p>	
<p>中学校防犯カメラ設置事業については、新たに、市内すべての中学校に防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止力にも繋がり、教育環境における安全・安心の確保の観点からも、大いに評価ができる。</p>	
<p>中学校体育館空調機設置事業については、新たに</p>	

質 疑	応 答
<p>に、市内すべての中学校の体育館に空調機を設置することは、体育館が夏休みの部活動の場として、災害時には避難所として使用されることから、健康面での安全性を確保するためには必要不可欠である。</p>	
<p>また、事務局費の弁護士等報償金については、増額、充実させ同席相談等を実施することは、いじめ問題の対応策として一歩前進したと評価する。</p>	
<p>以上の理由により賛成とする。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者多数により可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算 第1条第1表 歳入歳出予算の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 分担金及び負担金 第1項 負担金 第3目 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目 第2項 手数料 第7目 第16款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目 第3項 委託金 第6目 第23款 市債 第1項 市債 第6目 第2条第2表 継続費の内 第10款 教育費 第4項 高等学校費 高等学校建設事業(第2校地グラウンド整備工事) 高等学校建設事業(第2校地体育館耐震補強等工事) 第3条第3表 債務負担行為の内 奨学資金利子補給金(令和2年度融資分)、奨学資金融資損失補償(令和2年度融資分) 第4条第4表 地方債の内 学校建設事業</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	<p>(指導課長)</p>
<p>(こんどうともあき委員)</p>	<p>人材派遣手数料について、ALT(外国語指導</p>
<p>議事の中で人材派遣手数料について、説明が</p>	<p>助手)の人数を26名から30名に4名増員したも</p>
<p>あったが詳細を知りたい。</p>	<p>のです。</p>
<p>(こんどうともあき委員)</p>	<p>(指導課長)</p>
<p>オリンピック・パラリンピック学校連携観戦チ</p>	<p>ック・パラリンピック学校連携観戦チ</p>
<p>ケット負担金を出すことでどのような状況がおき</p>	<p>ケットは埼玉県からの通知があり、県が1/2負担</p>
<p>るのか説明してほしい。</p>	<p>で、残りの1/2が受益者負担とのことだったが、</p>
<p></p>	<p>市が1/2を負担することにより希望した児童生</p>
<p></p>	<p>徒は無料で観戦できることになりました。</p>
<p>(こんどうともあき委員)</p>	<p>(指導課長)</p>
<p>オリンピック・パラリンピック観戦チケット</p>	<p>ック・パラリンピック観戦チケットに</p>
<p>の希望はどのくらいあったのか。</p>	<p>ついて、学校から希望を取ったところ、9,790枚</p>
<p></p>	<p>の希望がありました。</p>

質 疑	応 答
(こんどうともあき委員)	(指導課長)
オリンピック・パラリンピック観戦チケットは、学校からの希望どおりになったのか。	オリンピック・パラリンピック観戦チケットについては、埼玉県内で開催される競技について埼玉県から調査がきたものである。種目はサッカー・バスケットボール・射撃・ゴルフ、埼玉県に近いことにより国立競技場で開催される陸上競技、パラリンピックでは射撃・陸上競技でした。教員が児童生徒を引率する必要があることから、あまり遠い場所は難しいと考え、指導課でオリンピックのバスケットボール・サッカー・陸上の3つの競技に限り、学校に調査をしたところ、9,790枚の希望があった。埼玉県からの回答は、バスケットボールが5,201枚で100%、サッカーが2,924枚で100%、陸上が1,001枚で56%のチケットの配布があった。陸上については、各学校56%になるように配布する。合計9,136枚が川口市に配布されることになる。引率教員分も含まれております。
(松本幸恵委員)	(教育総務課長)
3目教育指導費について、パートタイム会計年度任用職員報酬の内訳は。	就学援助補助事務員1名、学校図書館司書39名、部活動指導員19名の59名です。
(松本幸恵委員)	(指導課長)
いじめ問題調査委員会委員報酬について、昨年度と予算額は変わらないが、現在の開催状況と予算の見込みはどのように計上したのか。	いじめ問題調査委員会報酬について、現在継続中の案件が2件あり、1件は今年度2回開催し、1件は今年度の開催はない。令和2年度は、継続、

質 疑	応 答
	新規に設置することに備えて計上しており、委員長を含め委員 3 名で計 10 回の予算を計上している。報酬は委員長が日額 22,000 円、委員が日額 20,000 円と規定されている。
(松本幸恵委員)	(指導課長)
パートタイム会計年度任用職員報酬について、部活動指導員は人数が増えているが、学校図書館司書は昨年度と同じ 39 名で 2 校兼務になっていると思う。さいたま市は 1 人 1 校配置であるし、時給の単価も他市と比べて川口市は低い。司書を続けるモチベーションを維持するのがたいへんと聞いているが、その点で来年度は変えることはあるのか。	学校図書館司書については、来年度から時給が 950 円から 995 円に増額している。雇用保険の加入や期末手当も支給ということで、内容は変えているところである。1 年この内容で行ってみて変えられるところは考えていきたい。司書の増員については、他市の状況を鑑みながら今後対応していく。
(松本幸恵委員)	(指導課長)
学力向上支援事業の内容は。	学力向上支援事業については、低学年基礎学力定着度調査、川口理科オリンピック、手づくり社会科マップコンテスト、川口市漢字チャレンジ検定、その他長期休業中及び放課後の時間における補助学習・サマースクールの支援などを行っている。
(松本幸恵委員)	(指導課長)
人材派遣手数料について、4 人増えるとのことだが、小学校の新学習指導要領の実施に伴い、ALT 以外に英語をきちんと教えられる人材の配置はどうなっているのか。	ALT 以外の英語に特化した補助員や支援員は今のところはない。各学校にかわぐち学校サポートプランという地域や教職を希望する大学生が 1 回 2,000 円で支援にあたる制度があるので

質 疑	応 答
	この制度を活用することも一つの方法と考える。
(松本幸恵委員)	(指導課長)
<p>学力向上支援事業について、低学年基礎学力定着度調査を行っているが、今回の時勢の中で昨日の学力テストが延期になるというような方向性が示されたそうだが、3月に授業ができなかった中で定着度調査やテストをやるより本来である学習・授業をやるべきだと考えるが、国は延期の指針を示したが来年度4月に行っているテストについて市としてはどのように考えているのか。</p>	<p>低学年基礎学力調査について、国からは全国学力・学習状況調査について延期の発表があり、また、本日の新聞で県の学力調査についても検討中との県の指針がでていいる。県の動向を見据えつつ、市のほうの低学年基礎学力調査の実施については考えていきたい。</p>
(松本幸恵委員)	(教育総務課長)
<p>4 目教育研究所費について、パートタイム会計年度任用職員報酬の内訳は。</p>	<p>教育相談員補助事務員 2 名、教育相談員 13 名、日本語指導支援員 4 名、特別支援教育支援員 81 名、特別支援学級等補助員 50 名の計 150 名です。</p>
(松本幸恵委員)	(指導課長)
<p>スクールソーシャルワーカー報償金が増額しているが、人が増えたのか、報償の増額か。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーについて、4 名から 5 名に増員となるものです。</p>

質 疑	応 答
< 討 論 >	
(松本委員)	
<p>教育総務費の3目教育指導費について、学力向上支援事業で低学年の学力定着度調査や県の学力テストを引き続き行う予算となっていること、また、現在、コロナウイルスの感染防止に努めている中で、学力テストを中止とせずに延期としていることで、子どもたちを競争教育に晒すことは、学力の向上につながっていないと考えて反対する。</p>	
<p>また、教育総務費の中高一貫校設置促進事業で、中高一貫校を設置することについても、適性検査等を行って受験戦争の低年齢化を招くこと、更には、義務教育にもかかわらず、給食を実施せず、市内の中学生と環境の差を生じさせること、小規模校となるため十分な教員を配置できる保証がないことから、設置を進めることに反対する。</p>	
(野口委員)	
<p>中高一貫校設置促進事業及び中高一貫校開設準備事業については、川口の未来を担う子どもたちの教育に、中高6年間を見通した計画的、継続的なカリキュラムを取り入れることは、グローバルな視野を持ち、様々な分野で活躍するリーダー</p>	

質 疑	応 答
<p>の育成に繋がるものと思われる。また、今年度開催した3回の学校説明会では、参加者が5,000名を超え、市民からも高い関心が寄せられていることは明らかであり、川口市初となる中高一貫校開設に大いに期待するところである。</p>	
<p>中学校防犯カメラ設置事業については、新たに、市内すべての中学校に防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止力にも繋がり、教育環境における安全・安心の確保の観点からも、大いに評価ができる。</p>	
<p>中学校体育館空調機設置事業については、新たに、市内すべての中学校の体育館に空調機を設置することは、体育館が夏休みの部活動の場として、災害時には避難所として使用されることから、健康面での安全性を確保するためには必要不可欠である。</p>	
<p>また、事務局費の弁護士等報償金については、増額、充実させ同席相談等を実施することは、いじめ問題の対応策として一步前進したと評価する。</p>	
<p>以上の理由により賛成とする。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者多数により可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 学校保健課

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算</p> <p>△ 歳出の部 第10款 教育費</p> <p>△ 歳入の部 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第6目 第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(松本幸恵委員)</p>	<p>(学校保健課長)</p>
<p>① 学校給食がいつ再開できるか分からない状況であるが、学校給食食材納入業者への補償や対応状況はいかがか。</p>	<p>① 今回の臨時休業において、3月分の給食食材として市に納品されたものは乾物・調味料等のみであり、4月以降に使用させてもらう。</p>
	<p>業者に負担を掛けないよう、キャンセルできな</p>
	<p>い食材は4月の献立に取り入れて使用させても</p>
	<p>らうなど対応している。</p>
	<p>カット野菜などの冷蔵品は4月に使用できない</p>
	<p>ため市で支払いをする。</p>
	<p>また、県を通じて、食材を抱えている業者に対</p>
	<p>してフードバンク等の案内をこれまでに3回周</p>
	<p>知している。</p>
	<p>今後も業者に不利益が生じないように配慮して</p>
	<p>いく。</p>

質 疑	応 答
<p>②給食の調理委託業者に対する対応はどのような状況か。</p>	<p>②給食の調理委託契約については給食停止後も継続している。委託している業者は市内業者であり従事している人も川口市民が多いと思うので生活の安定のためにも雇用の確保をしている。今後も国・県の動向を見ながら、4月以降の給食再開に向けて準備していく考えである。</p>
<p>< 討 論 ></p>	
<p>(松本委員)</p>	
<p>教育総務費の3目教育指導費について、学力向上支援事業で低学年の学力定着度調査や県の学力テストを引き続き行う予算となっていること、また、現在、コロナウイルスの感染防止に努めている中で、学力テストを中止とせずに延期としていることで、子どもたちを競争教育に晒すことは、学力の向上につながっていないと考えて反対する。</p>	
<p>また、教育総務費の中高一貫校設置促進事業で、中高一貫校を設置することについても、適性検査等を行って受験戦争の低年齢化を招くこと、更には、義務教育にもかかわらず、給食を実施せず、市内の中学生と環境の差を生じさせること、小規模校となるため十分な教員を配置できる保証がないことから、設置を進めることに反対する。</p>	

質 疑	応 答
(野口委員)	
<p>中高一貫校設置促進事業及び中高一貫校開設準備事業については、川口の未来を担う子どもたちの教育に、中高6年間を見通した計画的、継続的なカリキュラムを取り入れることは、グローバルな視野を持ち、様々な分野で活躍するリーダーの育成に繋がるものと思われる。また、今年度開催した3回の学校説明会では、参加者が5,000名を超え、市民からも高い関心が寄せられていることは明らかであり、川口市初となる中高一貫校開設に大いに期待するところである。</p>	
<p>中学校防犯カメラ設置事業については、新たに、市内すべての中学校に防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止力にも繋がり、教育環境における安全・安心の確保の観点からも、大いに評価ができる。</p>	
<p>中学校体育館空調機設置事業については、新たに、市内すべての中学校の体育館に空調機を設置することは、体育館が夏休みの部活動の場として、災害時には避難所として使用されることから、健康面での安全性を確保するためには必要不可欠である。</p>	
<p>また、事務局費の弁護士等報酬については、増額、充実させ同席相談等を実施することは、いじめ問題の対応策として一步前進したと評価す</p>	

質 疑	応 答
る。	
以上の理由により賛成とする。	
< 採 決 >	
起立者多数により可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 川口市立高等学校

質 疑	応 答
<p>議案第11号 令和2年度川口市一般会計予算 第1条第1表 歳入歳出予算の内 △ 歳出の部 第10款 教育費 △ 歳入の部 第14款 分担金及び負担金 第1項 負担金 第3目 第15款 使用料及び手数料 第1項 使用料 第9目 第2項 手数料 第7目 第16款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第3目 第2項 国庫補助金 第6目 第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目 第3項 委託金 第6目 第23款 市債 第1項 市債 第6目 第2条第2表 継続費の内 第10款 教育費 第4項 高等学校費 高等学校建設事業(第2校地グラウンド整備工事) 高等学校建設事業(第2校地体育館耐震補強等工事) 第3条第3表 債務負担行為の内 奨学資金利子補給金(令和2年度融資分)、奨学資金融資損失補償(令和2年度融資分) 第4条第4表 地方債の内 学校建設事業</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(松本委員)</p>	<p>(川口市立高等学校事務長)</p>
<p>4項 高等学校費、1目 高等学校総務費のパートタイム会計年度任用職員の内訳はどのようになっているのか。</p>	<p>内訳は、教科担当非常勤講師、グローバル教育展開非常勤講師、日本語指導担当非常勤講師、英語指導担当非常勤講師、就学支援金事務補助で、今年度と同様の23人程度を想定しているが、時間単価での積算のため、人数は変動する可能性がある。</p>
<p>(松本委員)</p>	<p>(川口市立高等学校事務長)</p>
<p>4項 高等学校費 3目 定時制高等学校管理費の夜食提供委託料が減額となっているが、どのような状況で運用されているのか。</p>	<p>本年度の生徒の喫食率は年間約5%だった。夜食は1食450円で味噌汁をつけて提供している。市は生徒に1食100円、生活困窮者には200円を補助している。</p>

質 疑	応 答
< 討 論 >	
(松本委員)	
<p>教育総務費の3目教育指導費について、学力向上支援事業で低学年の学力定着度調査や県の学力テストを引き続き行う予算となっていること、また、現在、コロナウイルスの感染防止に努めている中で、学力テストを中止とせずに延期としていることで、子どもたちを競争教育に晒すことは、学力の向上につながっていないと考えて反対する。</p>	
<p>また、教育総務費の中高一貫校設置促進事業で、中高一貫校を設置することについても、適性検査等を行って受験戦争の低年齢化を招くこと、更には、義務教育にもかかわらず、給食を実施せず、市内の中学生と環境の差を生じさせること、小規模校となるため十分な教員を配置できる保証がないことから、設置を進めることに反対する。</p>	
(野口委員)	
<p>中高一貫校設置促進事業及び中高一貫校開設準備事業については、川口の未来を担う子どもたちの教育に、中高6年間を見通した計画的、継続的なカリキュラムを取り入れることは、グローバルな視野を持ち、様々な分野で活躍するリーダー</p>	

質 疑	応 答
<p>の育成に繋がるものと思われる。また、今年度開催した3回の学校説明会では、参加者が5,000名を超え、市民からも高い関心が寄せられていることは明らかであり、川口市初となる中高一貫校開設に大いに期待するところである。</p>	
<p>中学校防犯カメラ設置事業については、新たに、市内すべての中学校に防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止力にも繋がり、教育環境における安全・安心の確保の観点からも、大いに評価ができる。</p>	
<p>中学校体育館空調機設置事業については、新たに、市内すべての中学校の体育館に空調機を設置することは、体育館が夏休みの部活動の場として、災害時には避難所として使用されることから、健康面での安全性を確保するためには必要不可欠である。</p>	
<p>また、事務局費の弁護士等報償金については、増額、充実させ同席相談等を実施することは、いじめ問題の対応策として一步前進したと評価する。</p>	
<p>以上の理由により賛成とする。</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者多数により可決。</p>	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 庶務課

質 疑	応 答
議案第40号 川口市立高等学校附属中学校の入学選考手数料に関する条例	
< 質 疑 >	
なし。	
< 討 論 >	
なし。	
< 採 決 >	
起立者全員にて可決。	

環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和2年 3月市議会定例会)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
<p>議案第38号 川口市会計年度任用職員である学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>議案第39号 川口市会計年度任用職員である学校職員の給与等に関する条例</p>	
<p>< 質 疑 ></p>	
<p>(松本委員)</p>	
<p>条例議案の説明で、県条例の例によるとされて いるが、その条例の内容は。</p>	<p>県条例については、「会計年度任用学校職員の 報酬等に関する条例」である。単価については、 従来、2,570円だったが、2,235円とな るが、期末手当のほか、費用弁償として通勤手 当が支給される。</p>
<p>< 討 論 ></p>	
<p>なし</p>	
<p>< 採 決 ></p>	
<p>起立者全員にて可決。</p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	
<p></p>	

議案第68号

専決処分の承認について

川口市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月23日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

改定(案)

川口市いじめの防止等のための
基本的な方針

〔 改定版 〕

令和2年 月

川 口 市

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	3
(1) 川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定	3
(2) 川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割	3
(3) 教育委員会の調査組織の設置	4
(4) 川口市いじめから子どもを守る委員会の設置	4
(5) 市が実施する施策	5
2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策	9
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
(2) いじめ対応教員の任命	11
(3) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	12
(4) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置	13
3 重大事態への対処	19
(1) 重大事態への対処の流れ	19
(2) 市立学校の設置者又はその設置する学校による調査	20
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	25
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	26

はじめに

児童生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望を持って、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めた我々多くの国民の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校や教育委員会ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめの問題から、一人でも多くの児童生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。

川口市では、平成7年に教育局、さいたま人権擁護委員協議会川口部会、警察等が連携して「川口市いじめ問題対策協議会」（以下「対策協議会」という。）を設置し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）についての協議を行ってきた。また、平成24・25年には、それぞれ「川口いじめ根絶宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意の下、市民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことを宣言したところである。

これに基づき、川口市では、対策協議会や教育委員会において、いじめの防止等に向けた様々な対策を決定し、取り組んできた。

川口市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

※基本方針の改定

本いじめ防止基本方針は、平成29年4月1日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。）及び埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の改定の内容を反映し、改定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童生徒が十分に理解し、一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という、認識を持たせる必要がある。

また、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

このことから、いじめを防止するには、特定の児童生徒や学校だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があるとともに、いじめ防止基本方針では、学校はもとより、市や家庭、地域社会、その他の関係諸機関がそれぞれの立場を自覚しつつ、相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むものとする。

2 川口市いじめの防止等のための基本的な方針における「いじめの定義」

本いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの観点から、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。

特に学校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。

本いじめ防止基本方針において「学校」とは、川口市立学校をいう。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 川口市いじめの防止等のための基本的な方針の策定

【法】

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

市は、法並びに条例の趣旨を踏まえ、国や埼玉県の基本方針を参酌し、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、川口市いじめの防止等のための基本的な方針（いじめ防止基本方針）を定める。

いじめ防止基本方針では、本市の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、川口市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本いじめ防止基本方針が本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

(2) 川口市いじめ問題対策協議会の組織と役割

【法】

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

市は、既設の川口市いじめ問題対策協議会に、法の定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせ、常設の組織とする。

会議内容は、次のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(3) 教育委員会の調査組織の設置

【法】

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「川口市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は常設化せず、法第28条（20ページ以下参照）に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合のみ、委員を招集し、調査・対処を行うものとする。

なお、調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識または経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

(4) 川口市いじめから子どもを守る委員会の設置

【条例】

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

市は、子どもや保護者、市民等からのいじめに関する相談に応じ、調査、調整等を行う組織として、「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置する。

ア 所掌事務

(ア) いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(イ) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。

(ウ) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

イ 委員（3人）

(ア) 教育関係者

(イ) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(ウ) 学識経験者

(5) 市が実施する施策

【条例】

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。）、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

ア 市立学校を支援する

(ア) 相談体制の整備・充実

- ・学校の教育相談体制への支援・・・学校の教育相談組織の整備を支援するとともに、教育相談をコーディネートする教員の育成に努める。
- ・生徒指導担当学校訪問・・・生徒指導担当指導主事が、定期的に各学校を訪問し、課題を抱える児童生徒等の情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・さわやか相談室訪問・・・教育相談員や指導主事等が、定期的に各中学校の教育相談室を訪問し、様々な情報を収集するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・一般的な教育相談業務の展開・・・川口市立教育研究所において、電話や来室による教育相談を行う。
- ・教育相談支援員（すこやか相談員・サポート相談員）の配置・活用
 - ・・・さわやか相談室において相談活動を行ったり、家庭訪問を行う。
- ・スクールカウンセラー（埼玉県が配置）の活用
 - ・・・児童生徒や保護者に対する相談・助言、研修での教職員に対する指導等を行う。また、自ら相談日やカウンセラーの取組等を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。
- ・スクールソーシャルワーカー（市が配置）の活用
 - ・・・小学校において、保護者に対する助言を行いつつ、関係諸機関とも連携

し、改善に向けた指導を行う。また、自らの取組を児童生徒や保護者等に積極的に周知することに努める。

- ・教育研究所カウンセラーの配置・活用
 - ・・・カウンセラー対応が必要な児童生徒や保護者の相談に応じる。
- ・子ども教育相談の実施
 - ・・・新郷支所、戸塚支所、南平文化会館、鳩ヶ谷庁舎、新郷南公民館、戸塚公民館、新郷公民館、戸塚西公民館の市内計8ヶ所において、いじめの情報等の積極的な収集に努める。
- ・いじめ相談テレフォン・いじめ相談メール
 - ・・・いじめで悩んでいる児童・生徒・保護者の相談を受ける。

(イ) いじめ問題に対する教職員の指導力の向上

- ・教職員に対しては、①いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる、②体験研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて体験的に学ばせる、③集団活動の指導の仕方や児童生徒の心をつかむ生徒指導方法を身に付けさせる等により、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
- ・「ライフスキルかわぐち」に関する研修会を開催し、児童生徒の自尊感情を高める手法を習得する等、積極的な生徒指導手法の習得に役立てる。
- ・生徒指導に関わる研修会（児童生徒支援プログラム研修会 CAP 研修）等を実施し、児童生徒自らの訴えによる、いじめや虐待行為の早期発見・早期対応を可能にする指導法を習得する。
- ・生徒指導・教育相談中級研修会において、傾聴や共感的理解等、教育相談的な手法の理解・習得を目指す。
- ・道徳教育推進研修会において、児童生徒一人一人に「豊かなところ」を醸成するための、道徳指導法の習得・向上を目指す。
- ・学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教師用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう、埼玉県の実業や発行資料が積極的に活用されるよう、指導・助言を行う。
- ・いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう働き掛けていく。
- ・定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもと

に、いじめのない学校づくりのための取組を促す。

(ウ) いじめ未然防止のための道徳教育やライフスキル教育の充実

- ・いじめの未然防止のために、各学校・学級において、道徳教育やライフスキル教育の充実に努める。

(エ) いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期発見・早期解消の推進

- ・市立小・中学校におけるいじめの認知・解消等に関する現状を常に把握するために、「市いじめ調査」を毎月実施し、早期発見・報告体制を整備する。なお、未解消事案が増加傾向にあるなど、課題のある学校については、より一層連携を深め、学校への指導・助言を行う。
- ・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。

(オ) 児童生徒によるいじめ根絶に向けた取組の支援

- ・市立全小・中学校の代表者を集めて「いじめゼロサミット」を開催するとともに、各学校の取組や相互のアイデアを共有し、今後の自校の取組の参考にするなど、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。
- ・いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果を普及する。
- ・生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。

(カ) ネットいじめへの対応の推進

- ・埼玉県警察サイバー犯罪対策課が実施している「情報セキュリティ講演」やネットアドバイザーを小・中学校等へ派遣し開催する「子供安全見守り講座」の積極的な活用を推奨し、携帯電話も含めた情報通信ネットワーク機器の正しい使い方や情報モラルについて、指導の徹底を図る。
- ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」を活用し、適切なネット利用を啓発する。

(キ) 学校評価等実施上の留意点の周知

- ・学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、教育委員会は各学校に対して指導・助言を行う。

(ク) 児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。
- ・部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。

(ケ) いじめに対する措置

- ・いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

(コ) 幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を推進する

- ・「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用し、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

イ 家庭・地域・関係機関・関係団体との連携を図る

(ア) 関係機関・関係団体等とのこれまでの連携の更なる推進

- ・学校の枠を超えた活動の場を提供する。(川口市青少年保護育成本部事業や青少年相談員の活動等により、児童生徒が学校以外の仲間づくりができる場を創出し、相談しやすい環境づくりを支援)
- ・ネットいじめを早期に発見するとともに、ネットいじめ問題について相談しやすい環境整備を推進する。(学校へのネットいじめ等に関する「ネットパトロール活動」への参加の呼びかけ、ネットパトロールの取組を継続的に実施する)
- ・いじめを含めた生徒の非行や問題行動が深刻化した学校から県警への要請に基づいて派遣される「スクール・サポーター制度」を活用する。
- ・いじめに関する相談や被害の届出により把握した事案については、事案の重大性、緊急性、被害を受けた児童生徒及び保護者等の意向等を踏まえ、学校や教育委員会、警察等が連携し、必要な捜査・調査活動を推進する。
- ・学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。(警察に対する、各種生徒指導連絡協議会への参加要請、情報提供等)
- ・学校と警察が連携し、いじめ防止を含めた「非行防止教室」を実施する。

(イ) 保護者のいじめ早期発見・対応への支援

- ・保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、埼玉県及び埼玉県教育委員会等の発行する保護者向け啓発資料等を活用する。

(ウ) 学校応援団(地域学校協働本部)や防犯に関わる地域の方々等による、学校とのいじめ情報に関する連携の推進

- ・学校応援団(地域学校協働本部)等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。
- ・市立校長会や教頭会等において、いじめ防止のための学校応援団(地域学校協働本部)による学校への情報提供等への協力について説明するとともに、学校応援団(地域学校協働本部)やPTAへの周知を依頼する。

ウ いじめを許さない気運を醸成する

(ア) 児童生徒の主体的な取組の推進

- ・各学校の児童会や生徒会を母体とした「いじめゼロ活動」を支援するとともに、必要に応じて、指導・助言を行う。
- ・「いじめゼロサミット」の成果を自校の取組に生かし、各学校による自発的・主体的ないじめ根絶活動を支援する。また、各地区ごとに取り組む活動においては、地区内の全ての学校が足並みを揃えて参加できるよう、呼びかけていく。

(イ) 児童生徒の人権感覚の育成及び人権意識の啓発

- ・川口市人権教育推進協議会による「人間であること」を活用し、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、人権についての啓発活動を推進する。

(ウ) 11月を「いじめ根絶月間」とし、市民の意識高揚を図る

- ・埼玉県「いじめ撲滅強調月間」や「いじめ撲滅宣言」、本市の「川口いじめ根絶宣言」を周知し、児童生徒のいじめ根絶に向けた意識の高揚を図る。
- ・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。

2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

【法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【条例】

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

各学校は、国や埼玉県のいじめ防止基本方針、本いじめ防止基本方針並びに条例を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要

である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

- ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ウ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。
- オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- キ 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。
- ク 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- ケ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- コ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。
- サ 重大事態への対処については、本いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行って

おく。)

- シ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- ス 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) いじめ対応教員の任命

【条例】

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。

いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

- ア いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
 - イ 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
 - ウ いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会（法22条に基づく学校いじめ対策組織、12ページ以下参照）を招集すること。
 - エ いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
 - オ 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
 - カ 川口市いじめから子どもを守る委員会（4ページ参照）その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。
- なお、市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。また、教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

(3) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

市立学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（以下、「いじめ対策委員会」という。）を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、いじめ対策委員会は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

いじめ対策委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係の

ある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

また、いじめ対策委員会は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

なお、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行防止支援チーム」が組織に加わることも検討することとする。

※いじめ・非行防止支援チームとは

困難ないじめ問題等を抱える学校において、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。

（４）市立学校におけるいじめの防止等に関する措置

【条例】

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとの間より良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校がいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。

- | |
|---|
| <p>3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。</p> <p>4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校のいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。</p> |
|---|

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づく

りや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするため、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合
- などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・居場所をつくる。
 - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）

・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

- ③ 「ライフスキルかわぐち」の取り組み等を通して、児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を

整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、いじめ対応教員や生徒指導主任、学年主任に相談する。
- (イ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から

行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童生徒への指導（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童生徒への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意思によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(20ページ以下参照)

イ いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあったときは、当該学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、教育委員会は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

ウ 重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

エ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当

該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

ク 上記エの調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

ケ 上記クの調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果についての調査を行うことができる。

コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)

サ 市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

シ 上記ケの調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

(2) 市立学校の設置者又はその設置する学校による調査

【法】

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織について

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

学校における調査において、教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会を当該調査を行うための組織とする。なお、この場合、調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

また、当該学校自体が調査主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、いじめ対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。また、必要に応じて調査委員会の委員等を、教育委員会が派遣する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、教育委員会又は学校は、調査委員会に

対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害を受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報提供について必要な指導・支援を行うこととされており、教育委員会は適切に対応する。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

【法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又はその学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又はその学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、当該学校が調査を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、市立学校に係る調査結果は、市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

【法】

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処

又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査は、市長が設置する附属機関「川口市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）が実施する。教育委員会または学校による調査同様、再調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会への報告等にあたっては、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況等を勘案して、対策協議会において毎年度、いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。（軽微な改正については、対策協議会において検討し、改正を図ることとする。）

また、市は、市立学校における学校いじめ防止基本方針について策定状況を確認し、必要に応じて公表する。

議案第71号

専決処分の承認について

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則

川口市教育局事務専決規則（昭和 57 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条教育総務部長専決事項の項第 10 号中「賃金支弁職員の雇用決定」を「会計年度任用職員の任用決定」に改める。

第 7 条教育総務部教育総務課長専決事項の項第 1 号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第 17 号）第 13 条第 9 号、第 10 号及び第 11 号並びに第 14 条第 9 号及び第 12 号に掲げる場合の休暇」を加える。

第 8 条係長共通専決事項の項第 2 号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 13 条第 9 号、第 10 号及び第 11 号並びに第 14 条第 9 号及び第 12 号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第72号

専決処分の承認について

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第73号

専決処分の承認について

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則

川口市立南平文化会館管理規則（昭和54年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「組織規則第4条第4項」を「組織規則第4条第3項」に改める。

第7条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第74号

専決処分の承認について

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程

川口市立中央ふれあい館処務規程（平成16年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第75号

専決処分の承認について

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程

川口市立生涯学習プラザ処務規程（平成31年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第76号

専決処分の承認について

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程

川口市立アートギャラリー処務規程（平成24年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第77号

専決処分の承認について

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程

川口市立文化財センター処務規程（平成18年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第78号

専決処分の承認について

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程

川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

第7条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第79号

専決処分の承認について

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程

川口市立科学館処務規程（平成15年教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 80 号

専決処分の承認について

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程

川口市立体育施設処務規程（平成19年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 1 号

専決処分の承認について

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 3 2 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則（平成5年教育委員会規則
第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「組織規則第4条第4項」を「組織規則第4条第3項」に改める。

第7条第1項第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員
の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第1
0号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加え
る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 2 号

専決処分の承認について

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 3 2 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 2 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程

川口市立大貫海浜学園処務規程（平成23年教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 83 号

専決処分の承認について

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 84 号

専決処分の承認について

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

専 決 処 分 書

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、川口市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第1号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「組織規則第4条第4項」を「組織規則第4条第3項」に改める。

第5条第2号中「規定する休暇」の次に「並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育長報告（12）

教育委員会における新型コロナウイルス感染症の対応について

教育局における新型コロナウイルス感染者発生にあたっての対応について

【4月23日（木）】

- 1 10時頃、教育庁舎に勤務する職員から所属先に電話があり、PCR検査の結果が陽性であることが本日判明した旨の報告があった。（当該職員は4月11日（土）以降は体調不良により出勤を自粛）
- 2 感染発覚後、ただちに当該職員と濃厚接触の疑いのある同じ係の者を帰宅させ、自宅待機とした。
- 3 当日午後開催予定であった、教育委員会定例会及び市立学校（園）新型コロナウイルス対応対策会議の中止を決定した。
- 4 保健所へ当該職員の所属課内のレイアウト図を提供し、濃厚接触者の範囲について指示を仰いだ。
- 5 13時に教育庁舎の全課長を招集し、情報共有を図るとともに、庁舎における対応等について協議のうえ、以下の事項について教育局内の各課に通知をした。
 - （1）速やかに庁舎内の消毒を行うこと
 - （2）教育庁舎への市民の立ち入りを5月6日（水）まで禁止すること
 - （3）簡易窓口を旧本庁舎2階保健室に設置すること
 - （4）職員の体調管理を徹底し、体調の悪い職員は出勤を控えること
 - （5）職員の学校訪問等は控えること
- 6 学校保健課保有の消毒用アルコール液を使用し、職員が手袋・マスクを装着して、庁内を消毒した（15時頃に完了）。
- 7 教育庁舎の入館を制限するとともに、簡易窓口を旧本庁舎2階保健室に設置するため、職員を庁舎入口及び簡易窓口に配置した。
- 8 16時頃、保健所より当該職員と同じ係の4名（既に自宅待機指示済み）が濃厚接触者として特定され、当該職員と最後に接触した4月10日（金）の翌日から14日間（24日（金）まで）健康観察をする指示があった。
- 9 17時30分頃にプレスリリースを広報課へ提出した。

市立学校（園）の臨時休校期間の再延長について

4月28日に埼玉県知事、埼玉県教育委員会により県立学校の臨時休校が決定的となったことから、本市においても子どもの健康・安全を第一に考え、市立小学校、中学校、高等学校、幼稚園の臨時休校措置期間を下記のとおり再延長することとした。

記

【概要】

- 1 市立学校（園）の休校期間を5月31日（日）まで再延長とする。
- 2 5月7日（木）に予定していた始業式は、6月1日（月）に、5月8日（金）に予定していた入学式は、6月2日（火）に延期する。
- 3 学校給食は、6月3日（水）に開始予定とする。
- 4 児童のみで家に居させることができない家庭の児童を小学校で預かる。また、放課後児童クラブについては、原則自宅保育をお願いしている。
- 5 校庭開放は、今まで通り実施する。

議案第59号

川口市社会教育委員を委嘱することについて

川口市社会教育委員設置条例第3条の規定により、別紙のとおり川口市社会教育委員を委嘱することについて議決を求める。

令和2年5月12日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

No.	氏名	性別	委員構成	現在の公職	再・新	条例第3条該当名
1	高村 美恵	女	小学校校長会	川口市立戸塚南小学校校長	新	学校教育関係者
2	清水 幹明	男	中学校校長会	川口市立神根中学校校長	新	学校教育関係者
3	井上 清之	男	川口市立高等学校	川口市立高等学校校長	再	学校教育関係者
4	中島 伸一	男	川口市文化団体連合会	川口市美術家協会会員	新	社会教育関係者
5	加藤 光代	女	川口市文化団体連合会	川口市三曲連盟箏指導者	再	社会教育関係者
6	濱田 由美	女	放課後子供教室運営団体	「飯仲」いきいきひろばコーディネーター 民生委員推薦会委員	新	社会教育関係者
7	永井 ルミ子	女	はたちの集い関係協力団体	川口市茶道会会長	再	社会教育関係者
8	井上 和美	女	公民館活動団体	並木雅の会会員	再	社会教育関係者
9	武内 豊	男	川口市青少年団体連絡協議会	川口子どもクラブ育成会相談役	再	家庭教育の向上に資する活動を行う者
10	池澤 清美	女	川口市婦人団体連絡協議会	川口市婦人団体連絡協議会会員	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
11	高鳥 和裕	男	川口市PTA連合会	川口市PTA連合会会長	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
12	平田 敦子	女	川口市民生委員児童委員協議会	川口市主任児童委員会副会長	新	家庭教育の向上に資する活動を行う者
13	南雲 成二	男	実践女子大学	実践女子大学教授	新	知識経験者
14	山下 紘一	男	退職公務員連盟	退職公務員連盟川口支部長 埼玉いのちの会代表	再	知識経験者
15	秋山 恵子	女	退職校長会	川口市退職校長会会員	再	知識経験者

2 任期

令和2年5月15日から令和4年5月14日まで

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

- (1) 川口市立高等学校附属中学校の開校に併せて令和3年度の全日制の課程普通科の生徒の募集を80名減員し、生徒定員の全体を1,240名とするもの。
 定時制の課程総合学科については、生徒の募集を40名減員し、生徒定員の全体を440名とするもの。
- (2) 現在全日制の課程普通科に設置している「文理スポーツコース」の特色を一層強化するため、スポーツに特化した「スポーツ科学コース」を新設し、生徒定員を80名とした生徒の募集を行うもの。
- (3) 令和2年度をもって、旧県陽高等学校の定時制の課程に入学した生徒が卒業することに併せて定時制の課程普通科及び商業科を閉学科するもの。

2 改正の内容

- (1) 川口市立高等学校の生徒定員を次のとおりとするもの。

名称	課程	学科	男・女・共学の別	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	理数科	共学	120
		普通科	共学	1,240
	定時制	総合学科	共学	440

- (2) 単位制による課程の生徒定員を次のとおりとするもの。

名称	課程	学科	男・女・共学の別	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	理数科	共学	120
		普通科	共学	1,240
	定時制	総合学科	共学	440

- (3) 全日制の課程普通科にスポーツ科学コースを新設するとともに、文理スポーツコース及びスポーツ科学コースの生徒定員を次のとおりとするもの。

ア 文理スポーツコース

名称	課程	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	240

イ スポーツ科学コース

名称	課程	生徒定員
川口市立高等学校	全日制	80

(4) 定時制の課程普通科及び商業科に係る規定を削るもの。

3 施行期日—(等)—

令和3年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第63号参考資料

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則新旧対照表

○ 川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）

（下線の部分は改正部分）

改正後					改正前								
○川口市立高等学校通則 昭和47年5月20日教育委員会規則第6号					○川口市立高等学校通則 昭和47年5月20日教育委員会規則第6号								
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）								
名称	課程	学科	男・女・ 共学の 別	生徒定員	名称	課程	学科	男・女・ 共学の 別	生徒定員				
									1年	2年	3年	4年	計
川口市立 高等学校	全日 制	理数科	共学	120	川口市立 高等学校	全日 制	理数科	共学	120				
		普通科	共学	1,240			普通科	共学	1,320				
	定時 制	総合学 科	共学	440		定時 制	総合学 科	共学	360				
							普通科	共学				80	80
							商業科	共学				40	40
備考					備考								
1 単位制による課程を設置する当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。					1 単位制による課程を設置する当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。								
名称	課程	学科	男・女・ 共学の 別	生徒定員	名称	課程	学科	男・女・ 共学の 別	生徒定員				
									1年	2年	3年	4年	計
川口市立 高等学校	全日 制	理数科	共学	120	川口市立 高等学校	全日 制	理数科	共学	120				
		普通科	共学	1,240			普通科	共学	1,320				
	定時 制	総合学 科	共学	440		定時 制	総合学 科	共学	360				

改正後	改正前																		
<p>2 全日制の課程普通科に文理スポーツコース及びスポーツ科学コースを設置する当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。</p> <p>文理スポーツコース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課程</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川口市立 高等学校</td> <td>全日制</td> <td style="text-align: right;">240</td> </tr> </tbody> </table> <p>スポーツ科学コース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課程</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川口市立 高等学校</td> <td>全日制</td> <td style="text-align: right;">80</td> </tr> </tbody> </table>	名称	課程	生徒定員	川口市立 高等学校	全日制	240	名称	課程	生徒定員	川口市立 高等学校	全日制	80	<p>2 全日制の課程普通科に文理スポーツコースを設置する当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。</p> <p>文理スポーツコース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>課程</th> <th>生徒定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川口市立 高等学校</td> <td>全日制</td> <td style="text-align: right;">360</td> </tr> </tbody> </table>	名称	課程	生徒定員	川口市立 高等学校	全日制	360
名称	課程	生徒定員																	
川口市立 高等学校	全日制	240																	
名称	課程	生徒定員																	
川口市立 高等学校	全日制	80																	
名称	課程	生徒定員																	
川口市立 高等学校	全日制	360																	

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

市立幼稚園（2園）で、令和3年度から新たに3歳児の入園募集を実施することに伴い、募集定員の人数及び入園できる幼児年齢の規定を改めるもの。

2 改正の内容

(1) 各幼稚園の募集定員を、70人から35人に改めるもの。

(2) 幼稚園に入園することのできる者の年齢は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでのものと定めるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和3年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第64号参考資料

川口市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立幼稚園管理規則（平成11年教育委員会規則第4号）

（下線の部分は改正部分）

改正後

改正前

（幼稚園の募集定員）

第2条 募集定員は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	募集定員
川口市立舟戸幼稚園	<u>35人</u>
川口市立南平幼稚園	<u>35人</u>

（入園）

第3条 幼稚園に入園することのできる者は、川口市内に居住する者の保護する幼児で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでのものとする。

2～3（略）

（幼稚園の募集定員）

第2条 募集定員は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	募集定員
川口市立舟戸幼稚園	<u>70人</u>
川口市立南平幼稚園	<u>70人</u>

第3条 幼稚園に入園することのできる者は、川口市内に居住する者の保護する幼児で、満4歳から小学校就学の始期に達するまでのものとする。

2～3（略）

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 教育総務課長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇を除く。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関するものを加えるもの。
- (2) 係長共通専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関するものを加えるもの。

3 施行期日—(等)—

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
地方公務員法
- (2) パブリック・コメント
実施済み・不要

議案第71号参考資料

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則新旧対照表

○ 川口市教育局事務専決規則（昭和57年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（部長専決事項）</p> <p>第6条 部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>部長共通専決事項（略）</p> <p>教育総務部長専決事項</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）<u>会計年度任用職員の任用決定</u>に関すること。</p> <p>（11）～（14）（略）</p> <p>学校教育部長専決事項（略）</p> <p>（課長専決事項）</p> <p>第7条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>課長共通専決事項（略）</p> <p>教育総務部</p> <p>教育総務課長専決事項</p> <p>（1）課長に相当する職にある者及び課長補佐以下の職にある者の病気休暇、特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇を除く。）及び介護休暇の承認並びに欠勤届の受理に関すること。</p> <p>（2）～（14）（略）</p> <p>生涯学習課長専決事項（略）</p> <p>文化推進室長専決事項（略）</p> <p>文化財課長専決事項（略）</p>	<p>（部長専決事項）</p> <p>第6条 部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>部長共通専決事項（略）</p> <p>教育総務部長専決事項</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（10）<u>貸金支弁職員の雇用決定</u>に関すること。</p> <p>（11）～（14）（略）</p> <p>学校教育部長専決事項（略）</p> <p>（課長専決事項）</p> <p>第7条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>課長共通専決事項（略）</p> <p>教育総務部</p> <p>教育総務課長専決事項</p> <p>（1）課長に相当する職にある者及び課長補佐以下の職にある者の病気休暇、特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____を除外する。）及び介護休暇の承認並びに欠勤届の受理に関すること。</p> <p>（2）～（14）（略）</p> <p>生涯学習課長専決事項（略）</p> <p>文化推進室長専決事項（略）</p> <p>文化財課長専決事項（略）</p>

議案第71号参考資料-2-

スポーツ課長専決事項 (略)

学校教育部

学務課長専決事項 (略)

指導課長専決事項 (略)

学校保健課長専決事項 (略)

(係長専決事項)

第8条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。

係長共通専決事項

(1) (略)

(2) 主査以下の職にある者の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。

(3)～(14) (略)

教育総務部

教育総務課

庶務係長専決事項 (略)

人事係長専決事項 (略)

学校教育部

学務課

教職員係長専決事項 (略)

学事係長専決事項 (略)

スポーツ課長専決事項 (略)

学校教育部

学務課長専決事項 (略)

指導課長専決事項 (略)

学校保健課長専決事項 (略)

(係長専決事項)

第8条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。

係長共通専決事項

(1) (略)

(2) 主査以下の職にある者の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____に限る。）の承認に関すること。

(3)～(14) (略)

教育総務部

教育総務課

庶務係長専決事項 (略)

人事係長専決事項 (略)

学校教育部

学務課

教職員係長専決事項 (略)

学事係長専決事項 (略)

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

館長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第72号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

○ 川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（館長専決事項）</p> <p>第7条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(14) (略)</p>	<p>（館長専決事項）</p> <p>第7条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(14) (略)</p>

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

館長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第73号参考資料

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

○ 川口市立南平文化会館管理規則（昭和54年教育委員会規則第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（職務及びその代行）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主任、参与、班長、技能師、技能員、業務員及び用務員の職務は、それぞれ<u>組織規則第4条第3項</u>に規定するところによる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第7条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(16) （略）</p>	<p>（職務及びその代行）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主任、参与、班長、技能師、技能員、業務員及び用務員の職務は、それぞれ<u>組織規則第4条第4項</u>に規定するところによる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第7条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____に_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(16) （略）</p>

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

館長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関するものを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第74号参考資料

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立中央ふれあい館処務規程（平成16年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（館長の専決事項）</p> <p>第5条 館長は、次に掲げる事項を専決できる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) (略)</p>	<p>（館長の専決事項）</p> <p>第5条 館長は、次に掲げる事項を専決できる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) (略)</p>

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

館長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第75号参考資料

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立生涯学習プラザ処務規程（平成31年教育委員会規程第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（館長専決事項）</p> <p>第5条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(14) (略)</p>	<p>（館長専決事項）</p> <p>第5条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(14) (略)</p>

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

館長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

~~実施済み~~・不要

議案第76号参考資料

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立アートギャラリー処務規程（平成24年教育委員会規程第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第6条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例なものについては、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（<u>令和元年条例第17号</u>）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(7) (略)</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第6条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例なものについては、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(7) (略)</p>

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

所長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第77号参考資料

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立文化財センター処務規程（平成18年教育委員会規程第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決できる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、<u>休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。</u>）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) (略)</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決できる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) (略)</p>

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 地域図書館長の専決事項に、当該地域図書館に置く会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関するものを加えるもの。
- (2) 中央図書館に置く係長の専決事項に、中央図書館に置く会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関するものを加えるもの。

3 施行期日—(等)—

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
地方公務員法
- (2) パブリック・コメント
実施済み・不要

議案第78号参考資料

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 地域図書館長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに<u>川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。</u>）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) （略）</p> <p>第7条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 主査以下の職にある者の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに<u>川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。</u>）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) （略）</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 地域図書館長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____） _____に限る。</p> <p>）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) （略）</p> <p>第7条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 主査以下の職にある者の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____） _____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) （略）</p>

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

係長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第79号参考資料

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立科学館処務規程（平成15年教育委員会規程第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 主査以下の職にある者の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに<u>川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。</u>）の承認に関すること。</p> <p>(7) ～(10) (略)</p>	<p>第7条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 主査以下の職にある者の特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(7) ～(10) (略)</p>

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

所長又は館長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関するものを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第80号参考資料

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立体育施設処務規程（平成19年教育委員会規程第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（所長又は館長専決事項）</p> <p>第5条 所長又は館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) (略)</p>	<p>（所長又は館長専決事項）</p> <p>第5条 所長又は館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(13) (略)</p>

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

所長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第81号参考資料

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

○ 川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則（平成5年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（職務及びその代行）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 主任、参与、班長、技能師、技能員、業務員及び用務員の職務は、それぞれ組織規則第4条第3項に規定するところによる。</p> <p>5 （略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(17) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（職務及びその代行）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 主任、参与、班長、技能師、技能員、業務員及び用務員の職務は、それぞれ組織規則第4条第4項に規定するところによる。</p> <p>5 （略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(17) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

園長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第82号参考資料

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程新旧対照表

○ 川口市立大貫海浜学園処務規程（平成23年教育委員会規程第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項）</p> <p>第5条 園長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(11) (略)</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第5条 園長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(11) (略)</p>

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

所長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第83号参考資料

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

○ 川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（所長専決事項）</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(4) ～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（所長専決事項）</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____</p> <p>_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(4) ～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により新たに会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い必要な改正を行うもの。

2 改正の内容

所長専決事項に、会計年度任用職員が特別休暇（子の看護休暇、短期の介護休暇、夏季休暇、妻の出産休暇、男性の育児参加休暇に限る。）を取得しようとするときの当該特別休暇の承認に関することを加えるもの。

3 施行期日 ~~（等）~~

令和2年4月1日

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要

議案第84号参考資料

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

○ 川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（職務及びその代行）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主任、参与、班長、技能師、技能員及び用務員の職務は、それぞれ<u>組織規則第4条第3項</u>に規定するところによる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（所長専決事項）</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇並びに川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）第13条第9号、第10号及び第11号並びに第14条第9号及び第12号に掲げる場合の休暇に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(11) （略）</p>	<p>（職務及びその代行）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主任、参与、班長、技能師、技能員及び用務員の職務は、それぞれ<u>組織規則第4条第4項</u>に規定するところによる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（所長専決事項）</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第2項第13号、第17号及び第19号から第22号までに規定する休暇_____に限る。）の承認に関すること。</p> <p>(3) ～(11) （略）</p>